栃木市文化振興計画改訂版

平成27年度(2015年度)~2022年度



はじめに

栃木市教育委員会では、平成27年3月に策定した「栃木市文化振興計画」に基づき、 文化振興に関する施策・事業に取り組んでまいりました。

特に、「人材育成」「ネットワーク」「学校教育」「情報の発信」の4つの視点を、本計画の重点的施策の視点とし、文化振興施策の推進に努めてまいりました。

さて、本計画の上位計画である「栃木市教育計画」では、「誰もが生きがいをもって 生き生きと学び続ける栃木市で、市民が互いに絆を結び、未来を拓く『生きる力』を持っ た子どもたちを育て、ふるさとを誇れる人づくり・まちづくりを推進します」という基 本理念のもと、ふるさとへの愛着と誇りを育み、歴史文化のまちづくりを推進しており ます。

今般策定いたしました『栃木市文化振興計画(改訂版)』においても、「市民が、幸福と満足を感じ、希望と誇りを持てる文化創造の新しいまちをつくります」を基本理念とし、市民の自主的な文化芸術活動が、さらに活発になるよう環境づくりを進めるとともに、市民が、より一層身近に文化芸術に親しみ・楽しむことができるように文化施設等の整備や文化団体等への支援に努めていきます。

今後も、未来を担う子どもたちをはじめ、市民の皆様にふるさとへの愛着と誇りを育み、文化財や郷土芸能等を次世代に継承するとともに、歴史文化の保護と活用を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力、そして積極的な参画をいただきたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の 皆様に深く感謝を申し上げます。

平成30年3月

栃木市教育委員会教育長 赤 堀 明 弘

目次

	■ *** =1	工の符合に大力	
	第1章 計	画の策定にあたって	
	第1節	計画策定の基本的な考え方	
	第2節	本計画の位置づけ ····································	
	第3節	本計画の構成と期間	
	第4節	本計画策定の方法	
	第5節	本計画の推進と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第6節	本計画の対象となる文化の範囲と地域	5
	第2章 文	【化振興の現状と課題 💻 💮 💮	
	第1節	文化振興をめぐる社会の情勢	6
	第2節	文化振興に関する国・県・市の動向	8
	第3節	栃木市の文化振興の現状と課題	10
	第3章 計	一画の基本的な考え方 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
	第1節	文化の意義	27
	第2節	基本理念	28
	第3節	基本方針·····	30
	第4章 文	【化振興施策の展開 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
	第1節	文化・芸術活動の推進に向けた施策	33
		施策の方向性1 文化芸術に親しみ、活かす機会の充実	34
		施策の方向性2 文化団体等の育成と組織化の支援	40
	第2節	歴史文化の保護と活用に向けた施策	47
		施策の方向性3 文化財等の保存と活用	48
		施策の方向性4 郷土芸能等の継承	53
	第3節	重点的施策	59
	第4節	各地域における文化振興の施策	61
	第5章 計	-画推進体制の整備	
	第1節	計画推進の基本的な考え方	76
	第2節	市民・市それぞれの計画推進の進め方	77
	第3節	文化振興施策の評価	78
	資料編 🔲		
ı	1 計画	圓策定の経過等 ⋅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
ı	2 栃木	大市文化振興計画検討委員会設置要綱	83
ı	3 栃木	大市文化振興計画検討委員会委員名簿	84
		ト市文化振興計画策定ワーキンググループ委員名簿	
		Eワーキンググループ会議の記録(抜粋)·····	
	6 統言	†データ(栃木市文化芸術等に関する市民アンケート調査抜粋)・	89
	7 栃木	ト市内の主な文化施設	116
	8 文(と財保護法抜粋(第二条:文化財の定義)	118

左側…上から 栃木地域:「山車」・岩舟地域:「慈覚大師円仁像」・藤岡地域:「渡良瀬遊水地」下側…蔵の街遊覧船(巴波川) 右側…上から 西方地域:「鉄造薬師如来坐像」・都賀地域:「杖術(伝統芸能)」・大平地域:「おおひら郷土資料館(白石家戸長屋敷)」

第1章 計画の策定にあたって

■ 第1節 計画策定の基本的な考え方

近年、少子高齢化や国際化の進展、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及 等により、国内外の諸情勢は急速な変化を続けています。

このような中、文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、郷土への愛着を深め、人と人との交流を生む重要な役割を担うものであると考えられます。

本市は、平成22年3月29日に栃木市、大平町、藤岡町、都賀町が合併した後、平成23年10月1日に西方町、平成26年4月5日に岩舟町との合併を経て、現在の栃木市となりました。

その間、合併に際して策定された、「新市まちづくり計画(合併市町村基本計画)」において、教育分野の基本方針に、「地域への愛着と誇りをはぐくむまち」を掲げ、様々な事業に取り組みましたが、平成24年12月に「栃木市総合計画(以下『総合計画』という)」、平成25年3月に「栃木市教育計画(以下『教育計画』という)」が策定され、「文化の振興」について、「ふるさとへの愛着と誇りを育み、歴史文化のまちづくりを推進します」を目標に掲げ、各種施策の推進・事業の充実を図ったところです。

さらに、平成26年4月『総合計画』改訂に合わせ、改めて文化芸術分野における施策・ 事業を見直し、これまで各地域に継承されてきた歴史遺産や育まれた文化・伝統、産業等を 活かしながら、文化芸術に関する総合的かつ効果的な施策を展開していくため、市民の皆様 の協力を得ながら、「栃木市文化振興計画」を策定いたしました。

今般、上位計画である「総合計画」及び「教育計画」において、栃木市総合計画後期基本計画」(以下、『後期基本計画』という)及び「栃木市教育計画後期計画(以下、『後期教育計画』という)が策定されることに伴い、文化芸術を取り巻く社会環境や市民ニーズの変化等を踏まえ、「栃木市文化振興計画(改訂版)」(以下、『本計画』という)を策定いたします。



■とちぎ市民第九合唱



■とちぎ秋まつり

■ 第2節 本計画の位置づけ

文化芸術基本法(平成 29 年法律第 73 号)には、国が「文化芸術の振興についての基本理念」にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施すること、そして、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされています。

本計画は、国が示す文化芸術基本法及び第4次文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成27年5月22日閣議決定)等を指針としながら、本市の実情に応じた文化振興の方針とそのための施策に関し、基本的な事項を定めるものです。

また、市政として推進する後期基本計画及び、教育行政分野の計画となる後期教育計画の文化分野における施策の具体的推進に当たっての計画とするものです。

なお、県もまた地方公共団体として文化振興基本計画を策定しており、施策・事業等については連携を図ります。

関連法令・関連計画との関係図 〈国の関連法令等〉 栃木市総合計画 栃木市教育大綱 · 文化芸術基本法 ・文化芸術の振興に関 する基本的な方針 整合 栃木市文化 〈栃木県〉 振興計画 栃木市教育計画 · 文化振興基本計画 連携 整合 〈市の関連計画〉 · 生涯学習振興計画 ・スポーツマスタープラン ・図書館計画 など

■ 第3節 本計画の構成と期間

文化振興計画の構成と期間は、国の文化芸術基本法及び文化芸術の振興に関する基本的な方針を指針とするとともに、『後期基本計画』及び『後期教育計画』との整合性を図る観点から、次のとおりとします。

本計画の期間は、総合計画や教育計画の終了年度に合せて、2015年度(平成27年度)から2022年度までの8年間とし、基本的には、後期基本計画や後期教育計画の施策に沿いつつ、文化振興計画の基本理念、基本方針を規定しています。

本計画に掲げる「基本理念」を実現していくため、後期基本計画の基本施策であり、後期 教育計画の「基本施策」として示されている「文化の振興」に視点を置き、基本方針に基づ き、「基本目標」・「施策の方向性」に定める施策に取り組んでいきます。

また、各々の「施策の方向性」について、それらを実施するための「主な施策」を規定するとともに、課題解決の方向性及び課題解決に向けた役割分担も規定しています。



■ 第4節 本計画策定の方法

栃木市文化振興計画の策定にあたっては、市民の意見・考え方を反映するため、「市民アンケート調査」を実施し、栃木市としての特色があり実効性の高い計画とするため、市民を構成員とする「策定ワーキンググループ」(以下「ワーキング」という)を設置し、「施策の展開」等について検討を行うとともに、各地域施策検討懇談会を開催しました。

この度、後期基本計画及び後期教育計画が策定されるため、これらとの整合性を図るとと もに、パブリックコメントや栃木市文化振興計画推進懇談会等により市民等の意見を聴取し、 本計画を策定しました。

■ 第5節 本計画の推進と役割

本計画を着実に推進し、計画に掲げる目標を実現するためには、市民と市・関係機関が協働しながら、それぞれの役割を果たして取り組んでいくことが必要です。

また、施策が効果的に実施され、計画の実現に向けて着実に推進されるようにするため、成果指標を定め、施策の進行管理を行うとともに、重点継続課題についても検討を行います。

協働による 文化の振興

市民 (団体)

協働

市・関係機関

市(地域)文化の中心的な 担い手として文化の振興を 図ります。

- ・市民のさまざまな文化活動を支援し、 文化の振興を図ります。
- ・市(地域)の特性を考慮しながら施 策を展開し、文化の振興を図ります。

■ 第6節 本計画の対象となる文化の範囲と地域

第4次文化芸術の振興に関する基本的な方針 (平成27年5月22日閣議決定)の中で、『文化』については、「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する」とあります。

このように、文化の範囲は大変広く、その概念は人によっても様々であり、『文化』を一言で定義することは困難であります。

そこで、本計画で指す「文化の範囲」については、栃木市の現状と課題を踏まえ解決すべき施策を立案していることから、今回の本計画で施策として掲げた範囲を取り組むべき文化の範囲(=計画の対象となる文化の範囲)とし、文化の分野区分は、国の文化芸術基本法第8条~第13条を参考に下欄の区分とします。

また、対象地域は栃木市全域としますが、市内の各地域に根ざした個性豊かな文化の継承・ 発展を尊重する立場から、各地域の取り組むべき施策も策定しました。

【参考】文化芸術基本法を参考にした文化の分野区分

● 芸術: 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

● メディア芸術:映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ

その他の電子機器等を利用した芸術

■ 伝統芸能: 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他我が国古来の伝統的な芸能

● 芸能: 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

(伝統芸能を除く)

生活文化、国民娯楽及び出版物等:

生活文化(茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化)

国民娯楽(囲碁、将棋その他国民的娯楽)

並びに出版物及びレコード等

文化財等: 有形及び無形の文化財等

(史跡、建造物、文化的景観※、伝統的建造物群等)

※ 地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地で、人々の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの(竹林・防風林・棚田・ヨシ原等)

第2章 文化振興の現状と課題

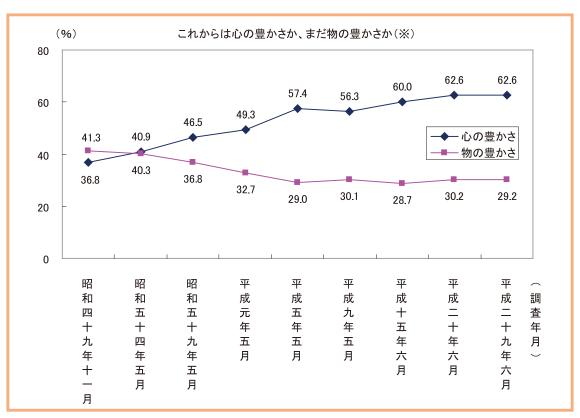
■ 第1節 文化振興をめぐる社会の情勢

■ 1 価値観の多様化 …………

近年の国内外の急速な経済情勢の変化や平成23年3月に起こった東日本大震災による甚大な被害とその影響等大きな社会情勢の変化の中、ますます市民の価値観の多様化が進んでいます。そして、単なる物質的な豊かさではなく、精神的な豊かさや心の安らぎを求める傾向が年々強くなってきています。

内閣府が実施した平成29年6月の「国民生活に関する世論調査」によると、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きを置きたい」と答えた人の割合は、62.6%と、依然として高い水準にあります。

文化芸術は、私たちに楽しさや感動を与え、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすものであり、心の豊かさを実現するものとして、その役割がますます期待されています。



資料: [国民生活に関する世論調査]

※心の豊かさ:心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい

※物の豊かさ:物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい

近年、「国から地方へ」、「官から民へ」の流れの下に、地方分権の推進や民間と行政の役割分担の見直し等が推進されています。その中で、特に非営利活動法人や各種ボランティア団体等による活動が活発になり、民間と行政の協働による取り組みも広がりを見せています。

近年の少子高齢化の進行により、地域には高齢者の一人世帯や核家族が増加しています。 また、週休日や早朝・夜間の勤務など労働形態の多様化により、日曜日や祝日であっても地域の行事に参加できない状況が出ています。これらにより、地域コミュニティの機能の低下や家庭教育力の低下が叫ばれています。

このような中、地域での文化芸術活動等の企画・運営や実践の担い手として活躍する青年や成人が減少し、さらにはそれを引き継ぐ子どもたちも減少するなど、地域の個性豊かな伝統文化の継承・発展に支障を生じることが懸念されます。

交通機関や情報通信技術等の発達により、人や物の流れのみならず、情報、資本などが国境を越えて自由に移動するという、グローバル化が急速に進んでいます。

このようなグローバル化の進展により、各分野にグローバル・スタンダードが浸透したことは、国際社会を同質化させ、我が国独自の伝統文化の継続性を弱める危険性もはらんでいます。

こうした中、文化芸術による交流は、異なる歴史的背景や文化を持つ他国や民族との相互 理解を深めるとともに、多様な文化の共存と文化芸術水準の向上を図るうえで、積極的な推 進が望まれているところです。

インターネットの普及に象徴される情報通信技術の発達により、地方においても多様な情報の受発信が可能となり、情報環境の利便性は飛躍的に向上しました。また、デジタル技術の進歩は、VR(バーチャルリアリティ)をはじめとした新しい表現手段を創出し、創造活動の範囲は大きく広がっています。

しかし、一方では、人間関係の希薄化を生み、現実社会への適応能力の低下などをもたら す等の負の側面も指摘されています。

このような社会においては、情報の効果的な活用を促し、コミュニケーション能力を養う とともに、相手や他人を思いやる心を育むという面において、文化芸術の果たす役割はます ます大きくなっています。

■ 第2節 文化振興に関する国・県・市の動向

平成13年1月に、「文化審議会」が文部科学省に設置され、文化の振興及び国際文化交流の振興、著作権・文化財保護等に関する審議や、多くの文化芸術に係わる団体の要請を受けて、同年12月に「文化芸術振興基本法」が公布、施行されました。

その目的は、文化芸術に関する活動を行う団体や人々の自主的な活動を促進することを基本として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することとされました。

平成14年12月には、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な 事項等を定めた第1次基本方針が閣議決定され、その後、平成19年2月に第2次基本方針、 平成23年2月に第3次基本方針が閣議決定されました。

平成24年6月には、地方において、文化施設が劇場や音楽堂として十分に機能しておらず、多彩な実演芸能に触れる機会が少ない等の課題を踏まえ、「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」を定め、地方の文化会館等の劇場等が有効に活用されることで実演芸術の振興を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与していくための支援事業の取り組みを始めました。さらに、平成27年5月には、平成32年度までの見通しとして第4次基本方針が閣議決定されました。

そして、平成29年6月、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を推進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活気ある社会の実現に貢献することを目的に、「文化芸術基本法」が策定されました。

また、国においては、地域振興に向けた文化財の総合的な保存・活用を視野に文化財保護法の改正を予定しています。

■近年の国の動向

年月	内容
平成 元年 8月	「文化政策推進会議」の設置
平成13年 1月	「文化審議会」の設置
平成13年12月	「文化芸術振興基本法」施行
平成14年12月	「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第1次基本方針)」閣議決定
平成19年 2月	「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」閣議決定 ※「文化芸術立国」の実現に向けた重点戦略の推進
平成23年2月	「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」閣議決定
平成24年 6月	「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」の施行
平成 27 年 5月	「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」閣議決定
平成 29 年 6月	「文化芸術基本法」施行

県文化の一層の振興を図ることを目的として、平成20年3月に栃木県文化振興条例が制定されました。また、条例の理念や目的を実現するため、県文化の現状や県民ニーズを踏まえ、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に、平成21年2月に栃木県文化振興基本計画を策定しています。

■ 近年の県の動向

年月	内容
平成 20 年 3月	「栃木県文化振興条例」の制定
平成 20 年 7月	「栃木県文化振興審議会」の設置
平成 21 年 2月	「栃木県文化振興基本計画」の策定

市総合計画では10年後の将来像を定めた基本構想〔2013年度(平成25年度)から2022年度まで〕の実現に向けた具体的な施策を体系的にまとめ、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする「前期基本計画」が策定されました。この中で、文化分野の基本方針を「健やかに人を育み学び続けられるまちづくり」とし、基本施策を「文化の振興」、単位施策を「文化芸術活動の推進」、「歴史文化の保護と活用」と定めました。

また、教育計画は、前期基本計画と同様の計画期間において、「だれもが生きがいをもって生き生きと学び続ける栃木市で、市民が互いに絆を結び、未来を拓く『生きる力』をもった子どもたちを育て、ふるさとを誇れる人づくり・まちづくりを推進します」との基本理念のもと、ふるさとへの愛着と誇りを育み、歴史文化のまちづくりを推進するため、基本施策として「文化の振興」を掲げています。

さらに、2018 年度(平成30年度)から2022年度までを計画期間とする後期基本計画 及び後期教育計画が策定されました。

■ 近年の市の動向

年月	内容
平成 24 年 12 月	「栃木市文化振興計画」の策定に向けた策定部会、検討委員会の設置
平成 25 年 3月	「栃木市総合計画」(基本構想・基本計画)の策定
平成 25 年 3月	「栃木市教育計画」の策定
平成 26 年 4月	「栃木市総合計画」改訂版の策定
平成30年3月	後期基本計画及び後期教育計画の策定

■ 第3節 栃木市の文化振興の現状と課題

【1】市民アンケート調査結果から

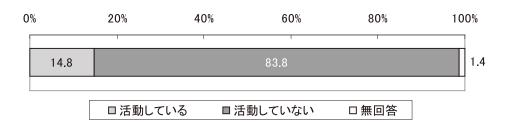
調査対象	市内在住の方 18 歳以上の 3,000 人
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成 25 年 1 月 25 日~ 2 月 12 日
回収結果	有効回収数 1,371 件(回収率 45.7%)

■ 1 文化芸術に関する活動・参加の状況について……………

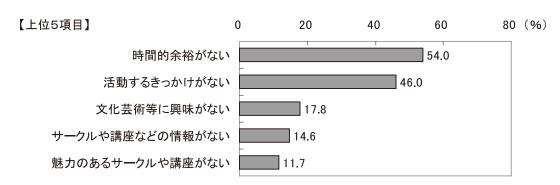
この1年間に自ら演じたり、作るなど、文化芸術等に関する活動をしている人は、2割に満たない状況です。

活動を行っていない理由としては、「時間的余裕がない」、「活動するきっかけがない」等が上位に挙がっています。また、「サークルや講座などの情報がない」や「魅力あるサークルや講座がない」といった意見も挙がっています。

■ 文化芸術等に関する活動をしているか (単数回答) 回答者数 =1,371



■ 文化芸術等の活動をしていない理由 (複数回答)回答者数 =678

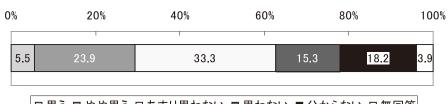


■ 2 文化芸術等に関する本市の特徴・イメージについて …………

栃木市を「文化芸術等の活動が盛んなまち」と思うかについて、「思う」、「やや思う」を合わせた『盛んなまちと思う』が合わせて3割弱となっています。盛んだと思う理由については「郷土芸能等が保存・継承されている」、「文化財等の保存・活用がなされている」の割合が高くなっています。

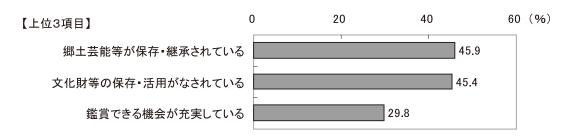
また、栃木市をアピールできる文化的資源は何かについては、「蔵の街並みや日光例幣使街道沿いなどの歴史的建造物」、「太平山、出流・星野、渡良瀬遊水地(ヨシ原)等の各地域の景観」が上位に挙がっています。

■ 栃木市を「文化芸術等が盛んなまち」だと思うか (単数回答)回答者数 =1,371

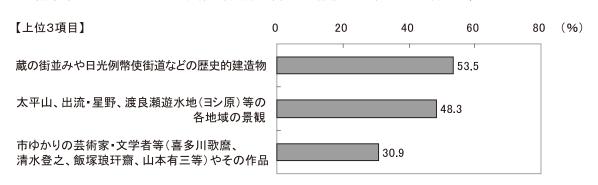


□思う □やや思う □あまり思わない ■思わない ■分からない □無回答

■ 文化芸術等の活動が盛んだと思う理由 (複数回答)回答者数 =403



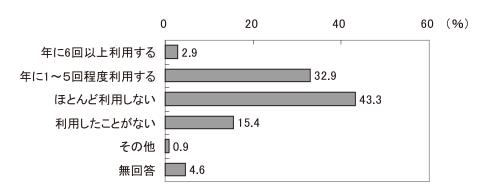
■ 栃木市をアピールできる文化的資源は何か (複数回答)回答者数 =1,371



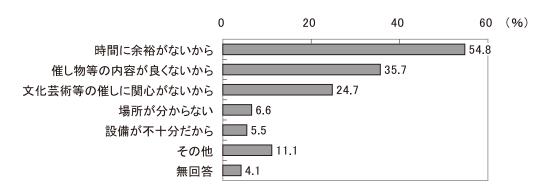
市内の文化会館の利用頻度については「ほとんど利用しない」が最も多く、次いで「年に 1~5回程度利用する」となっており、利用しない理由としては「時間に余裕がないから」 が最も多く、次いで「催し物等の内容が良くないから」との回答が多くなっています。

また、市内各地域の歴史民俗資料館の利用頻度については「ほとんど利用しない」及び「利用したことがない」の割合が8割を超えており、利用しない理由としては「時間に余裕がないから」、「歴史民俗資料等に関心がないから」とともに、「場所が分からないから」の割合が高くなっています。

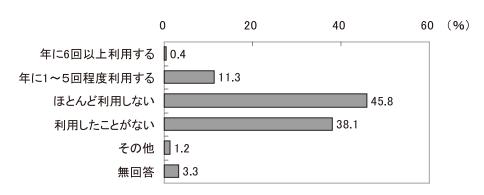
■ 市内各地域の文化会館の利用頻度 (単数回答)回答者数 =1.373



■ 文化会館を利用しない理由 (複数回答)回答者数 =805



■ 市内各地域の歴史民俗資料館の利用頻度 (単数回答)回答者数 =1.373

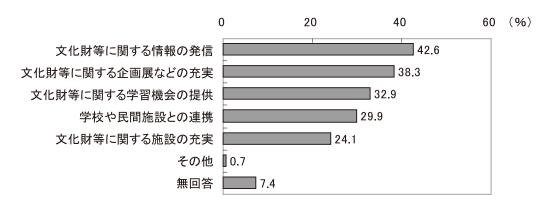


0 20 40 60 (%) 時間に余裕がないから 歴史民俗資料等に関心がないから 場所が分からないから 展示資料等の内容が良くないから 企画展や体験教室等が不十分だから その他 9.7 無回答 3.8

■ 歴史民俗資料館等を利用しない理由 (複数回答)回答者数 =1.150

文化財等の公開・活用のためには、「文化財等に関する情報の発信」、「文化財等に関する企画展の充実」、「文化財等に関する学習機会の提供」が上位に挙がっています。

■ 文化財等の公開・活用のために何が重要だと思うか (複数回答)回答者数 =1.373



■ 5 市民の文化活動の活性化に向けて…………

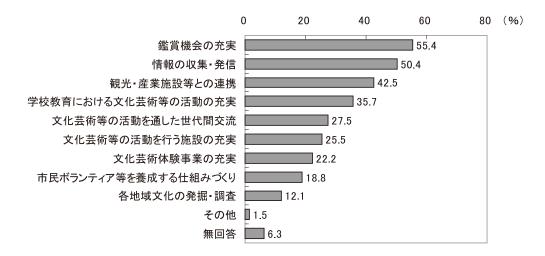
市民が文化芸術に親しむ機会を充実するには、「鑑賞機会の充実」、「情報の収集・発信」、「観光・産業施設等との連携」をはじめ、「学校教育における文化芸術等の活動の充実」や「文化芸術等の活動を通した世代間交流」などが上位に挙がっています。

また、文化芸術団体等の育成・支援としては、「芸術家や文化芸術団体等の活動支援」や「文化芸術等の発表機会の充実」、「文化芸術団体の活動情報の発信」が重要と考えている人の割合が高くなっています。

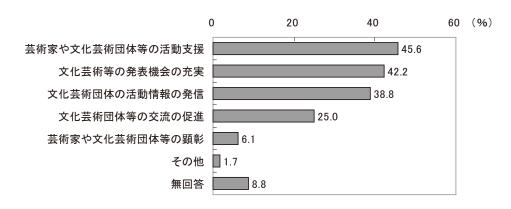
そして、文化芸術等の活動を行う人材育成のためには、「子どもたちが文化芸術等の活動に親しみ、参加する機会を設けること」、「一般の人々(大人)が文化芸術等の活動に親しみ、 参加する機会を設けること」が上位に挙がっています。

同様に、郷土芸能等を継承・支援するために重要なこととしては、「郷土芸能等の担い手の育成」、「郷土芸能等を行う団体等の活動支援」の割合が高くなっています。

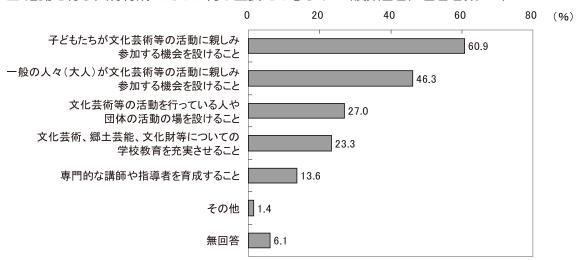
■ 市民が文化芸術等に親しむ機会を充実するために必要なこと (複数回答) 回答者数 =1,371



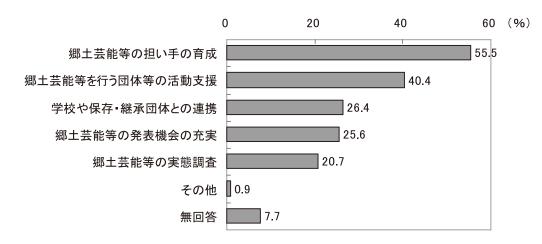
■ 文化芸術団体等の育成・支援に何が重要だと思うか (複数回答)回答者数 =1.371



■ 活動を行う人材育成のために何が重要だと思うか (複数回答)回答者数 =1,371



■ 郷土芸能等を継承・支援するために何が重要だと思うか (複数回答)回答者数 =1,371



アンケート結果からみる今後必要な方針

① 文化芸術に関する活動・参加の促進

今後は、活動のきっかけづくりとともに、多様なニーズに合わせた情報提供や、 活動・参加メニューの提供が求められます。

② 文化活動と街づくりの推進

今後は、これら市の特徴・イメージを活かした情報発信や、文化活動と街づくり の推進を図る必要があります。

③ 文化施設の活用

今後は、文化施設において魅力的な企画を充実するとともに、文化施設の所在や 開館時間といった利用者向け情報の提供などを積極的に進めていくことが求めら れます。

④ 文化財等の活用

今後は、文化財等に関する魅力的な企画を充実するとともに、文化財等に関する 施設の所在や開館時間といった利用者向け情報の提供などを積極的に進めていく ことが求められます。

⑤ 市民の文化活動の活性化

今後は、市民の文化活動の活性化に向けて、さまざまな文化芸術に触れる機会の 充実とともに、文化芸術活動の担い手の育成、活動団体等への支援を充実するこ とが求められます。

☆ここで挙げたアンケート結果は、「市民アンケート」の主要な結果をまとめたものです。

【2】栃木市文化振興計画策定ワーキンググループの検討から

本計画策定に向けた市の文化振興上の課題と今後の方向性等を検討することを目的に、市民を構成員とする「策定ワーキンググループ」を設置し、平成25年8月から平成26年2月にかけて、計11回のワーキンググループ会議(以下「ワーキング」)を開催しました。

ワーキングは、教育計画の柱となる4つの分野(「文化芸術に親しむ機会の充実」、「文化 団体等の育成・支援」、「文化財等の保存と活用」、「郷土芸能等の継承支援」)に分かれた班 別の検討と、全体での検討を組み合わせ、ワークショップ形式で行われました。

■ ワーキングの日程と内容

	開催日時	内容
1	8月26日(月)	・オリエンテーション(文化振興計画策定の概要) ・座学「文化の概念について」、「ワーキンググループの意義」
2	9月 9日(月)	栃木市の文化振興の理想の姿
3	9月26日(木)	栃木市の文化・芸術振興に関する現状(良いところと悪いところ)について考えてみよう!
4	10月10日(木)	栃木市の文化・芸術振興の課題解決に必要な施策(取り組み) を考えてみよう!
5	10月21日(月)	私たちの出来ることを考えてみよう!
6	11月 7日(木)	栃木市にとっての「文化」とは?
7	11月25日(月)	栃木市の文化・芸術の未来について考えよう!
8	12月16日 (月)	栃木市の文化振興に必要な取り組みについて整理しよう
9	1月20日(月)	話し合った解決策について、整理と分類を行いながら具体的な
10	2月10日(月)	施策について考えよう!
11	2月24日(月)	施策体系図を整理しよう





■ ワーキンググループ会議の様子

◎第7回ワーキングまでに話し合ったことをもとに、第8回ワーキングにおいて、実施期間と実現性を合せて考えて、市の文化振興に必要な課題項目と取り組み案を整理しました。

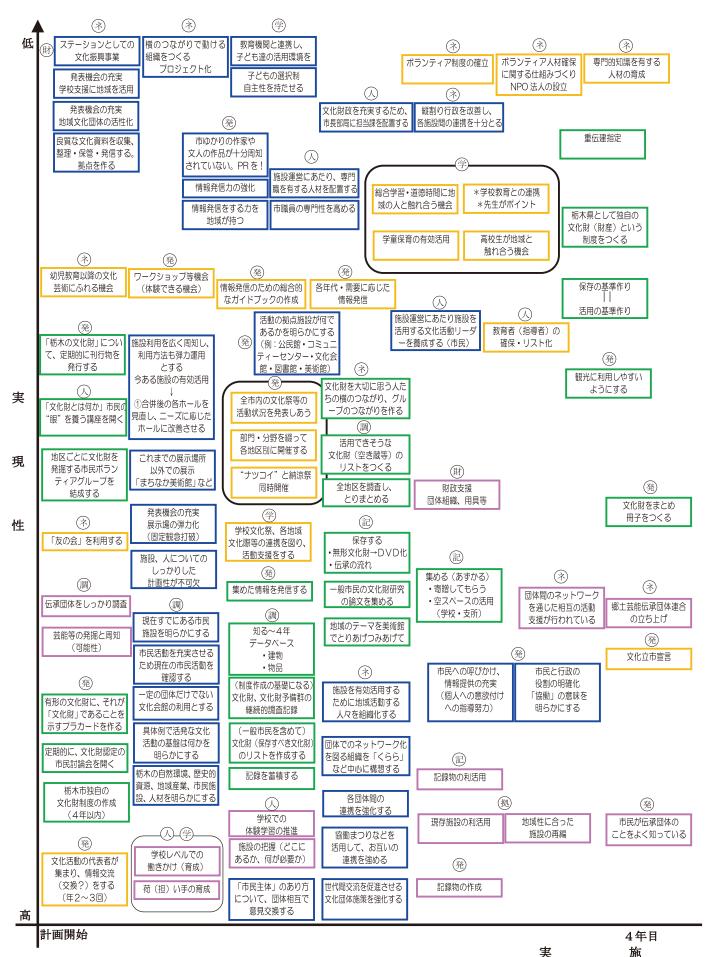
■ 課題項目と取り組み案

課題項目	取り組み案
人材育成	 文化行政を充実するため、市長部局に担当課を配置する 施設運営にあたり、専門的人材を配置する 市職員の専門性を高める 教育者(指導者)の確保とリスト化を図る 財・人・場の支援拡充とその手続き等の簡素化(権限委任)を図る 「文化財とは何か」市民の"眼"を養う講座を開く 学校レベルでの働きかけをする(育成) 担い手の育成をする 学校での体験学習の推進を図る
ネットワーク	 ○ステーションとしての文化振興事業を必要とする ●横のつながりで動ける組織づくりをプロジェクト化する ●施設を有効活用するために地域活動を担う人々を組織化する ●栃木の自然環境、歴史的資源、地域産業、市民施設、人材を明らかにする ●各種文化団体のネットワーク組織を「くらら」など中心に構想する ●各団体間の連携を強化する ●協働まつりなどを活用して、お互いの連携を強める ●世代間交流を促進させる ○文化団体への施策を強化する ●縦割り行政を改善し、各施設間の連携を強める ●幼児教育以降において文化芸術にふれる機会をつくる ●団体相互の互助の仕組みや文化施設の「友の会」制度を利用する ○文化財を大切に思う人たちの横のつながり、グループのつながりをつくる ●団体間のネットワークを通じた相互の活動支援 ●1市5町一体の発表の場を将来に於いてつくる(3年~5年後位に)
調べる	 現在すでにある市民が活用できる施設を明らかにする 4年でデータベース化を図る(建物・物品など) 一般市民の参加により文化財(保存すべき文化財)のリストをつくる 活用できそうな文化財(空き蔵等)のリストをつくる 地区を調査し、文化資源等を取りまとめる 伝承団体をしっかりと調査する

課題項目	取り組み案
学校教育	 教育機関と連携し、子ども達の活用環境を整える 子どもの選択の自主性を持たせる 発表機会の充実を図る 総合的な学習の時間の見直しを行う(学校での課題) 学校において1時間でもいいので、文化にふれる時間をつくる 発表機会の充実を図る 文化団体の発表に教員を巻き込む 教員自身が文化にふれる機会を持つ 学校文化祭、各地域文化祭等の連携を図り、活動支援を行う 総合的な学習・道徳の時間に地域の人と触れ合う機会をつくる 学校での体験学習の推進 先生がポイントとなる 学童保育と連携し、子ども達が有効的に体験できるようにする 高校生が地域と触れ合う機会をつくる 学校と連携して担い手の育成を図る 良質な文化芸術に触れる機会をつくる ふるさと学習の充実を図る
情報の発信	 ●市ゆかりの作家や文人の作品が十分に周知されていないので、PRをする ●情報発信力の強化を図る ●情報発信をする力を地域が持つ ●活動の拠点となる施設の場所や内容等を明らかにする(例:公民館・コミュニティセンター・文化会館・図書館・美術館) ●市民への呼びかけ、情報提供の充実を図る(個人への意欲付けへの指導努力) ●市民と行政の役割を明確化する ●「協働」の意味を明らかにする ●ワークショップ等により文化に触れる機会をつくる(体験できる機会) ●情報発信のための総合的なガイドブックを作成する ●各年代・需要に応じた情報発信をする ●全市内の文化祭等の活動状況を発表し合う ●部門・分野でまとまって、各地区を回るように開催する ●文化活動の代表者が集まり、情報交流会等をする(年2~3回) ●「栃木の文化財」について、定期的に刊行物を発行する ●有形の文化財に、それが「文化財」であることを示すプラカードをつくる ●集めた情報を発信する ●観光に利用しやすいようにする ●文化財についての情報をまとめ冊子をつくる ●文化資源について新しい活用法や生活に生かすことなどを考え発信する

課題項目	取り組み案
情報の発信	記録物を作成する市民に伝承団体のことをよく知ってもらう1市5町一体の発表の場を将来に於いてつくる(3年~5年後位に)新規の祭をつくる
記録・保存	記録を蓄積する無形文化財等を保存する(DVD 化)貴重な物を集める(預かる)・寄贈してもらう保存のために学校や支所等の空スペースを活用する記録物の利活用を図る
拠点を作る	 主体的に取り組む市民・地域をつくる 活動基盤地域として市域自治区(小学校区)を想定しモデル化して推進する 作品等を市内に保管・収蔵する(収蔵庫の新設) 財・人・場の支援拡充を図る 栃木市の文化財を調査し、保存する機関をつくる 施設の運営の主体は、市民が中心となる 新規建物の設置(発表の場・伝承館)
財政支援 団体組織、 用具等	○文化行政を充実するため、市長部局に担当課を配置する○財・人・場の支援にかかる手続き等の簡素化(権限委任)○文化財保存のための予算を増やす○財政支援、団体組織、用具等などの支援の充実を図る

ワーキンググループ 第8回 検討結果



20

拠 拠 作品等の保管を 新規建物の設置 新規建物の設置 市内に収蔵する (発表の場) (伝承館) 施設は市民が (収蔵庫の新設) 主体的に運営する 発表機会の充実 総合的学習の見直し (人)-(拠)-(財) (学校での課題) 財・人・場的支援の 学校で1時間でいい 拡充と支援の簡素化 ので、文化にふれる (権限委任) 時間をつくる 拠 主体的に取り組む 市民・地域をつくる 活動基盤地域として 市域自治区(小学校区) ・活用 を想定しモデル化で推進 (学) 中心となる建物 発表機会の充実 文化団体の発表に 博物館を、市民の力を、 教員を巻き込む 知恵を加えて作る 他用途の既存の 教員自身が文化に 施設で活用できる ふれる機会を持つ ものを見つけだす 文化財保存のための (用途の転用・複合化) (拠) 予算を増やす 栃木市の文化財を調査 指定管理は市民団体 し、保存する機関をつく 参加により市民が る 主体的に運営参加する 発 発 ② 発 発信する 一市五町一体の 新規の祭をつくる 新しい活用法 発表の場を将来に 文化財について 於いてつくる 生活に生かす (3年~5年)メドに 付箋の色 凡例 △ 人材育成 ····1班 (ネ) ネットワーク 調 調べる (1) 黄色・・・2班 自治会を活用する 学校教育 発 (情報の)発信 緑••••3班 拠 拠点を作る 記 記録・保存 ピンク・・・4班 財 財政支援

8年目

【3】栃木市の文化振興の課題のまとめ

○ 課題整理から取り組みへのつながり

課題の整理にあたっては、その解決に向けた取り組みに繋がっていくことを念頭に、 アンケート及びワーキング結果を元に、主な課題として、以下の4項目に整理しました。

【1】アンケートから

- ① 文化芸術に関する活動・参加の状況
- ② 文化芸術等に関する本市の特徴・イメージ
- ③ 本市の文化財・文化施設の活用
- ④ 文化財等の活用
- ⑤ 市民の文化活動の活性化

【2】ワーキングから

・ワーキングからでた課題項目 人材育成、ネットワーク、 調べる、学校教育、情報の発信、 記録・保存、拠点を作る、 財政支援



主な課題

- 1 文化芸術に親しむ人の増加
 - 学校教育を通じた地域文化に親しむ
 - ●情報発信を充実する・支援する
 - ●活動の拠点を充実する 等
- 3 文化財等の保存・活動
 - ●地域文化の記録・保存を行う
 - ●文化財や記録を活用する 等
- 2 文化芸術の活動団体等への支援
 - ●団体間のネットワークづくりを進める
 - ●人材育成を支援する
 - 財政支援を行う
 - ●活動団体や組織の活性化を支援する
 - ●用具等の提供・支援を行う 等

- 4 郷土芸能等の支援・継承
 - ●郷土芸能に関わる人材を育成 する
 - 学校や地域と連携して伝統芸能への理解を深める等



課題解決に向けた取り組みへ(基本目標・施策の方向性の設定)

主な課題 1 文化芸術に親しむ人の増加

本市では、これまでも市民の手により文化芸術に関する魅力溢れるさまざまな催しや企画 が行われ、多くの人々の関心を引きつけてきました。また、各地域の文化会館での自主事業 やとちぎ蔵の街美術館での企画展等を通じて、文化芸術に親しみ、豊かな心を育む機会の充 実を図ってきました。

市民アンケート調査結果では、1年間のうちに文化芸術等の催しを鑑賞した人は全体の約 半数にのぼります。しかし、実際に文化芸術に関する活動をした人は、全体の2割に満たず、 その理由としては「活動するきっかけがない」「施設の場所が分からない」といった回答が 目立ちました。また、市民が文化芸術等に親しむためには、「鑑賞機会の充実」や「情報の 収集・発信」、「観光・産業施設との連携」が重要と考えている人の割合が高く、アンケート と合わせて実施したワークショップでは、「学校で1時間でもいいので、文化にふれる時間 をつくる」や、「各年代・需要に応じた情報発信」、「情報発信のための総合的なガイドブッ クの作成」などの案が挙がっています。

今後は、文化芸術をより身近なものとし、ふるさとへの愛着と誇りを育むため、学校も含 めた地域ぐるみで文化芸術を鑑賞・体験できる機会を充実するとともに活動の拠点となる文 化施設等の環境整備を行う必要があります。また、市民や関係機関等と連携・協力し、特徴 ある地域資源を活かした文化芸術へ親しむ機会づくりを通じた、個性的なまちづくりを進め ていくことが重要です。

- ●文化芸術活動に対する多様なニーズを把握し、情報を収集・発
- ●学校や地域と連携し、次世代を担う子どもたちが良質な文化芸 術に触れ、体験できる機会の充実を図る。
- 多くの市民が手軽に文化芸術を鑑賞・体験できるようにするた め、文化芸術活動の拠点となる文化施設等の環境整備を行う。
- ●文化芸術をより身近なものとするため、市民や関係機関等との 連携・協力により、教育・観光・産業等の分野に活用する。
- ●市内各地域における個性のある文化的資源を活用する。

主な課題 2 文化芸術の活動団体等への支援

本市では、主に文化協会等が中心に行っている各地域の文化祭等への支援や、国・県等の 支援制度の利用促進等を通して、文化団体の育成・支援を行ってきましたが、各文化団体等 では高齢化が進み、文化祭等の参加者数の伸び悩みや後継者不足が課題となっています。ま た、各地域でそれぞれ活発な活動が行われていますが、地域間の交流は十分とは言えない状 況です。

市民アンケート調査結果では、文化芸術団体等の育成・支援のためには、「芸術家や文化 芸術団体等の活動支援」や「文化芸術等の発表機会の充実」、「文化芸術団体の活動情報の発 信しを重要とする割合が高くなっています。

ワーキングでは、「学校文化祭、各地域文化祭等の連携を図り、活動支援をする」や、「団 体間のネットワークを通じた相互の活動支援」、「文化活動の代表者が集まり、情報交流」な どの案が挙げられています。

今後は、文化芸術活動の継承発展を図るため、文化団体等への活動支援を充実し、団体間・ 地域間の交流を促進することが大切です。

- ●文化団体等への活動支援を充実する。
- 文化芸術活動を支える担い手や市民ボランティア等の育成 に努める。
- ●団体間・地域間等の文化交流を促進し、情報・人材・施設 のネットワークづくりを進める。
- ●文化団体等の活動情報を収集・発信する。

主な課題 3 文化財等の保存・活用

本市には、旧石器・縄文時代の星野遺跡や縄文時代の篠山貝塚、古墳時代の山王寺大桝塚 や下野七廻り鏡塚古墳をはじめとする数多くの古代遺跡、遺構が残されています。奈良・平 安時代には下野国府が置かれ、中世には西方城や皆川城などの城館が各地に築かれました。 江戸時代には日光例幣使街道沿いに、富田宿・栃木宿・合戦場宿・金崎宿の宿場が置かれ、 現在のまちの基礎が築かれました。江戸後期以降は、渡良瀬川と巴波川を利用した舟運によ る物資の集積地として、中心域は北関東有数の商業都市に発展してきました。本市には、そ れら発展の歴史を裏付ける文化財等が多数残されています。

市民アンケート調査結果では、文化財等の公開・活用のためには、「文化財等に関する情 報の発信」、「文化財等に関する企画展の充実」、「文化財等に関する学習機会の提供」が上位 に挙がっています。

また、市内各地域の資料館等施設については利用したことがない人の割合が8割を超えて おり、利用しない理由としては「時間に余裕がないから」、「歴史民俗資料等に関心がないか らしとともに、「場所が分からないからしの割合が高くなっています。

ワーキングでは、「記録を蓄積する」、「保存・記録したものを伝承に活かす流れをつくる」 や、「文化財保存のための予算を増やす」、「施設運営にあたり、専門的人材を配置する」、「文 化財を大切に思う人たちの横のつながり、グループのつながりを作る」といった提案がなさ れています。

今後は、歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、下野国府跡、西方城址等の各地 域の生活文化や文化財等の調査・研究を進めるとともに、現存する歴史的建造物等の実態調 査を実施し、修理・保存及び活用を図る必要があります。

また、豊富な生活文化や文化財等を活かした魅力的な企画を充実するとともに、文化財や 文化財を収蔵する文化施設に関する情報提供や活動支援などを積極的に進めていくことが求 められます。

- ●指定文化財の現状を確認し、関係省庁と連携を取りながら新たな指定に向けて の調査を実施する。
- 伝統的建造物群保存地区などの制度を活用し、歴史的建造物等の保存に努める。
- ●地域や大学等の専門機関とも連携して文化財等の調査・研究を進め、また、こ れらを活用して、郷土の歴史や文化を学び体験できる機会を充実する。
- ●地域の歴史や伝統を踏まえ、各地域の資料館などの展示内容や整備等の見直し を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。

主な課題 4 郷土芸能等の支援・継承

本市では、今も多くの地域で祭りや神楽、獅子舞などの郷土芸能等が残されていますが、近年、少子高齢化など地域社会の急激な変化に伴い、地域の郷土文化が継承されにくい状況となっています。一方で、一部の地域では、これらの再興を通じて、コミュニティの再構築を図ろうとする活動も生まれています。

市民アンケート調査結果では、郷土芸能等を継承・支援するためには「郷土芸能等の担い手の育成」、「郷土芸能等の活動支援の充実」が重要と考えている人の割合が高くなっています。また、文化芸術等の活動を行う人材育成のためには、特に「子どもたちが文化芸術等の活動に親しみ、参加する機会を設けること」が重要と考えている人の割合が6割を占めています。

ワーキングでは、「総合的な学習等の時間に地域の人と触れ合う機会を作る」や「学校での体験学習の推進」など、学校をキーワードとした郷土芸能等の継承に向けた取り組みの提案が多く出されています。

今後は、郷土芸能等の保存・継承のため、学校や地域と連携しながら、郷土芸能継承団体への活動支援の拡充や地域の歴史と伝統を守るための後継者育成などに努めていくことが大切です。

- 郷土芸能等の保存・継承のため、団体への活動支援の拡充を 図る。
- ●学校・地域・保存団体や関係各課が連携し、地域の郷土芸能等を学ぶ「ふるさと学習」を推進する。
- 郷土芸能等の各団体に継承する技術や道具等についての情報 交換を行うなど、保存団体間の連携・強化に努める。

第3章 計画の基本的な考え方

市民アンケート結果並びにワーキンググループでの検討から明らかにされた「主な課題」の解決に向けた取り組むべき施策を計画するにあたって、本計画で捉える文化の意義・基本理念を規定したうえで、基本目標・施策の方向性を設定することとします。

■ 第1節 文化の意義

市民一人ひとりが心豊かで質の高い充実した生活を送り、また創造性に富んだ活力ある地域社会を構築していくために、文化のもつ役割はかつてなく重要なものとなっています。

文化は、広く人々の生活すべてに関わるものであり、とりわけ文化芸術は人々に感動や楽しさ、精神的な安らぎや生きる喜びなどをもたらします。さらには、人生を潤いあるものにするとともに、人々の豊かな感性・人間性を養い、想像力を育むものであり、「人が幸せになるための手立てである」といえます。

ことに次世代を担う子どもたちにとって、優れた文化芸術に触れた感動は、その後の人間 形成に大きく影響を及ぼすものであり、地域の文化を継承することは、「地域の誇り」とし て郷土を愛する心も育みます。

また文化には、地域社会全体を活性化させ魅力ある社会づくりを推進する力があり、文化活動を通した人々の交流は、互いに心を通わせ、それぞれの地域の文化を共有、ネットワーク化することにより、理解し尊重し合う土壌を育むことができます。

そのような観点から、文化には、個人がそれぞれ取り組み自らの心や生活を豊かにする「どうぞご自由に」という側面と、みんなで楽しんでつくっていく(活動をしていく)「どうぞご一緒に」という両側面を持っており、共々に高まり深まることによって、質の高い生活、社会(地域)になっていくものと思われます。

さらに、文化は高齢者の生きがい・健康増進といった福祉分野や情操教育といった教育分野、また、地域の特色ある文化資源を活かした観光分野等との連携を図ることで、市民生活の向上や経済振興などの他分野へのよりよい効果や発展につながることが期待されます。



■ 文化祭



■ 和太鼓の体験

■ 第2節 基本理念

本市出身で名誉市民でもある山本有三(本名:山本勇造)先生(1887年~1974年)は、 国会議員として文化財保護法案の提案理由説明の中で、

「敗戦後文化国家という言葉が、しきりに叫ばれております。その言葉自体は、まことに美しい言葉でございますが、現実にはほとんど実体を伴っておらないところの空しい言葉に終わっております。(中略)そこでこれらの尊い文化財を保存するためには、政府も所有者も一般国民も一致協力をいたしましてこの保護に当り、その活用を図り以て我が国民文化を保持すると共に、進んで新しい文化の向上を図るよう努めなければなりません。」(『参議院会議録』第46号)

という言葉を残しておられます。

この先生の言葉に学ぶとすれば、『文化の意義』を実現していくために、

市民文化を育み文化立市(文教・文化都市)の創造を目指して、市も市民も一致協力して地域文化に貢献し、「文化財」を含む地域文化の保存と活用に努めなければならない。

と、言い換えることができるのではないでしょうか。

文化財等の優れた文化遺産や地域の郷土文化などは、本市の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない貴重な財産であるとともに、将来の社会の発展向上のためになくてはならないものであり、個性豊かな地域づくりを推進するうえでの核となるものとの認識を広く共有することが重要です。

文化芸術活動は、人々に幸福、満足、希望を与えると同時に、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、共に幸せに生きる社会の基盤を形成するものです。そのため、市民の自主的な文化芸術活動が更に活性化するよう環境づくりを進めるとともに、市民の誰もが文化芸術を一層身近に楽しめるようにするため、文化施設等の整備と文化団体等への支援が求められています。

それとともに1市5町が合併した栃木市は、各地域に固有の文化が息づいており、先人・ 偉人が育ててきた多様で個性的な地域の文化を高めつつ、他の地域・世代の人々とも交流を 深め、同時に発信して、互いに共有し合うことが必要です。

本市では、市民(地域・家庭を含む)と市・関係機関が一体となって文化芸術活動を推進するとともに、未来を担う子どもたちをはじめ市民にふるさとへの愛着と誇りを育み、継承されてきた文化財や芸術等を次世代につなぐため、歴史文化の保護と活用を進めていきます。

そこで、市の文化振興における現状と課題をふまえ、栃木市ならではの文化振興を推進するため、次のとおり基本理念を設定します。

基本理念

市民が、幸福と満足を感じ、 希望と誇りを持てる 文化創造の新しいまちをつくります

また、市民が「幸福と満足を感じ、希望と誇りを持てる」ように文化振興を推進し、市民 一人ひとりが自由に光り、その光が集まって一緒に輝くことによって「文化創造のまちづく り」の大きな力となるということをイメージして市民の合言葉となるように、次のとおり キャッチフレーズを設定します。

キャッチフレーズ_

"わたしが光り みんなで輝く" 文化の息づく まちづくり

☆「文化の意義」・「基本理念」については、ワーキンググループ委員で話し合った内容を基 に設定しています。

■ 第3節 基本方針

基本理念の実現を図る上での方向性となる基本方針として、次のとおり「基本目標」と「施策の方向性」を定めます。

基本目標1

文化・芸術活動の推進

文化芸術を鑑賞・体験できる機会を充実し、活動の拠点となる文化施設等の環境整備を行い、地域文化を活かした個性的なまちづくりを進めていくとともに、文化団体等への活動支援を充実し、文化交流の促進を図ります。

施策の方向性 1 文化芸術に親しみ、活かす機会の充実 ~文化芸術に親しむ人を増やします~

市民一人ひとりが、ゆとりと潤いのある心豊かな生活を送るためには、文化芸術を身近なものと感じるとともに、文化に対する感性や理解を深めることができるようにしていくことが必要です。

そのため、文化芸術活動の拠点となる文化施設等の環境を整備し、市民が良質な文化芸術に触れ、体験できる機会の充実を図ります。また、文化芸術をより身近なものとするため、情報の収集・発信を積極的に行い、市民や関係機関等との連携・協力により、各地域における個性のある文化的資源を教育・観光・産業等の分野で活用します。

施策の方向性2 文化団体等の育成と組織化の支援

~文化芸術活動をする人を育てます~

市民の文化芸術活動を広げ、活性化していくためには、文化団体や地域文化の伝承者や芸術家、さらには文化芸術活動をサポートする幅広い人材を育成・確保することが必要です。また、文化芸術活動をする人が、その能力を十分に発揮できるよう発表機会や設備を充実し、文化芸術団体等の交流を促進することが必要です。

そのため、文化団体の活動支援を充実し、文化芸術活動を支える担い手や市民ボランティア等の育成に努め、文化団体等の活動情報を収集・発信することなどにより、団体間・地域間等の文化交流を促進します。

基本目標 2

歴史文化の保護と活用

文化財等の調査・研究を進め、その保存・活用を図るとともに、郷土芸能等の継承支援や地域の歴史と伝統を守るための後継者育成等に努めます。

施策の方向性3 文化財等の保存と活用

~文化財等を守り・伝え・活かします~

長い歴史と伝統の中で受け継がれてきた文化財等は、市民共通の財産として適切に評価し、地域の誇りとしての価値を高め、積極的に活用していく必要があります。 そのため、市指定文化財の現状を確認し、新たな指定に向けての調査を実施するとともに、各地域に残る貴重な生活文化や歴史的資料等の調査・研究を進め、文化財等の保存・継承に努めます。また、市民や関係機関等と連携し、郷土の歴史や文化を学び体験できる機会や展示施設を充実させ、文化財等の効果的かつ効率的な活用に努めます。

施策の方向性4 郷土芸能等の継承

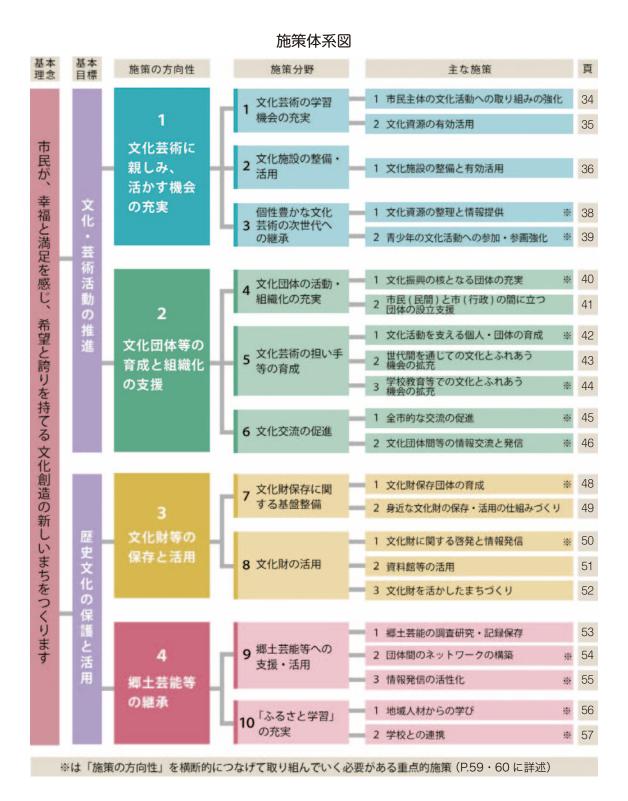
〜郷土芸能等を支え・継承します〜

地域における郷土芸能等は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた市民の財産であり、将来に渡って確実に継承され、発展を図っていく必要があります。

そのため、郷土芸能等の保存団体への支援の拡充を図るとともに、市民や関係機関との情報交換や連携により、地域の郷土文化を学ぶ機会等を充実し、郷土芸能等の後継者育成に努めます。

第4章 文化振興施策の展開

本計画では、「基本目標」・「施策の方向性」を基に、次の体系に沿って文化振興施策の推進を図ります。



■ 第1節 文化・芸術活動の推進に向けた施策

基本目標1

文化・芸術活動の推進

人々がゆとりと潤いを実感し、心豊かな生活を実現していくうえで、文化芸術活動は 欠かせないものです。同時に文化芸術活動は、互いに異なる価値を理解し、認め合う、 共生社会の基盤を形成するものとしても重要な役割を果たしています。

本市では、各地域において、市民が中心となって文化芸術を尊重し、守り、伝え、地 域の文化を創造・発展するとともに、文化を基盤としたまちづくりが展開されてきまし た。

今後も、市民が行っている自主的な文化芸術活動が活性化するよう、支援を行うとと もに、できるだけ多くの市民が、気軽に文化芸術活動を鑑賞・体験できる環境を整える ことが重要です。

また、次代を担う子どもたちが良質な文化芸術に触れ、体験できる機会づくりが必要 です。

本市では多種多様な文化芸術活動が展開されていますが、活動者相互の交流等を促進 しながら、個人や団体の文化芸術活動の育成・支援に努める必要があります。

以上から、文化芸術活動の推進のために、次の2つの施策の方向性に沿って、市民主 体の文化芸術活動の推進を図ります。

施策の方向性1 文化芸術に親しみ、活かす機会の充実

施策の方向性2 文化団体等の育成と組織化の支援

◆重点的施策となる「主な施策」は、**【重点】**で表示してあります。

施策分野ごとの主要施策

- ① 文化資源に対する市民の認知度を高める【文化に関する講座や検定の実施など】
- ② 拠点となる文化施設の整備・再編計画の策定【(仮称) 栃木市文化芸術館等の整備など】
- ③ 青少年が文化活動をするきっかけとなる機会づくり【文化芸術鑑賞機会の提供など】
- ④ 市民(民間)と市(行政)の間に立つ団体の設立支援【公益財団法人等の設立支援など】
- ⑤ 文化活動を支えるボランティアの育成【ボランティア育成システム構築など】
- ⑥ 文化団体等の全市的な交流の促進を図る【各分野·各地域間の文化団体等の交流など】
- ◆施策分野ごとの主要施策は、以下のページに で表示してあります。

施策の方向性 1 文化芸術に親しみ、活かす機会の充実

施策分野1 文化芸術の学習機会の充実

主な施策1 市民主体の文化活動への取り組みの強化・

■現状と課題

本市には、地域ごとに多彩な文化芸術活動を展開している文化団体が少なくありません。 また各団体が、それぞれの条件に応じて、積極的に活動内容の充実を図るとともに、活動の 成果を発表するなどしています。

しかしながら、活動団体間での相互交流や連携はそれほど活発ではなく、活動内容を発表 する機会も限られています。

今後は、活動内容をより一層充実していくためにも、学校などと連携しながら、多様な発表・交流の機会を増やしていくことが求められます。

■課題解決の方向性

- 文化活動をしている個人・団体が活動のスキル向上に取り組みます。
- 文化活動をしている個人・団体の発表機会の充実を図ります。
- 文化活動にかかる世代間交流を強化します。
- 若者が参加・参画する機会の充実を図ります。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
文化活動をしている	市民が自らの文化活動をア	スキルアップのための体制を整備し、
個人・団体が活動の	ピールできるよう自らスキ	市民の支援をする
スキルを上げる	ルアップをする	(研修講師の紹介など)
文化活動をしている	各文化団体・個人が積極的	市民による文化活動の発表機会にお
個人・団体の発表機	に発表機会を設けて参加す	いて支援する
会を充実させる	る(とちぎ協働まつりなど)	(資材の提供など)
文化活動にかかる世	各文化団体がそれぞれの活	各文化団体間の世代を超えた文化活
代間交流を強化する	動状況を各世代にアピール	動交流の機会を整備する
	し、交流を働きかける	(世代を超えた各分野の発表会など)
若者が参加・参画す	市民文化活動企画へ青少年	市民文化活動企画について青少年へ
る機会をつくる	が参加・参画できる機会を	情報提供をする
	つくり、呼びかけを行う	(教育機関との連携及び広報紙等を
		使っての青少年対象事業の紹介など)

主な施策 2 文化資源の有効活用

■現状と課題

本市では、有形・無形を問わず、歴史的な価値を有する魅力ある文化資源が数多くあり、地域の生活文化を豊かにしています。

一方で、これらの魅力ある多様な文化資源が、必ずしも市民に十分認知され、また活用されているとはいえない状況が、アンケート結果などからもうかがえます。

今後は、本市の多様な文化資源を明らかにし、市民への周知を図り、市民が積極的に活用できるようにすることが必要です。

■ 課題解決の方向性

- ◎ 栃木市の魅力ある文化資源を明らかにして、市民の認知度を高めます。
- 栃木市の魅力ある文化資源を収集・整理し、市民が活用しやすくします。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
栃木市の魅力ある文	身の回りにある文化資源に興	現在把握している文化資源を明らか
化資源を明らかにし	味・関心を持ち、認知する	にし、市民に認知してもらえるよう
て、市民の認知度を		に活用を図る(文化に関する講座・
高める		検定の実施など)
栃木市の魅力ある文	栃木市の文化資源について学	文化資源を収集・整理し、市民に情
化資源を収集・整理	習し、誇りを持って学習成果	報提供など、学習・研究の環境整備
し、市民が活用する	を発信する	を図る
	(観光資源としても活用)	(市民が活用したいときに情報等を
		提供できるシステムづくり)

施策分野 2 文化施設の整備・活用

主な施策1 文化施設の整備と有効活用

■現状と課題

本市には様々な文化施設が存在し、多様な活動に利用されています。しかしながら、市域が拡大した今日、市内には同じ目的の文化施設が複数存在していることに加え、老朽化による維持管理の負担も増加しています。また、機能面では、地域に受け継がれてきた数々の財産や歴史・文化について相互に理解を深め、継承していくために十分な機能を有しているとは言えない状況にあります。

これらのことから、本市には、それぞれの地域が持つ魅力を「市民共通の財産」として受け止めるとともに、ふるさとへの愛着と誇りを深め、新しい歴史・文化・芸術を創っていく活動の拠点となる新たな施設が求められています。また、既存施設については、市民主体の文化活動の取組を支援することにより一層の有効活用を図るとともに、同目的施設の再編を検討していく必要があります。

■ 課題解決の方向性

- ◎ 拠点となる文化施設〔(仮称) 栃木市文化芸術館及び(仮称) 栃木市文学館等〕を整備するとともに、同目的施設の再編を検討します。
- 施設の目的や利用条件等をわかりやすく整理し、施設の概要を市民に周知します。
- 施設の運営に携わる専門家を配置して活用環境を整備します。
- 教育機関等と連携し、子どもたちの活用環境を整備します。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
拠点となる文化施設	市民自らが管理・運営する	市内にある施設の現状と市民ニーズ
の整備と再編を検討	可能性も踏まえ、施設の整	を踏まえ、整備・再編を検討する
する	備・再編について考える	(整備・再編計画の策定など)
施設の目的や利用条	文化活動をしている個人・	市内にある施設の利用条件・状況等の
件等をわかりやすく	団体が施設の目的や使用条	情報を整理し、理解しやすいよう周知
整理し、市民に周知	件を理解する	する
する		(各施設のパンフレットの作成、施設
		間の情報共有など)
施設の運営に携わる	各施設の専門家をより積極	各施設に市民のスキルアップに寄与
専門家を配置して活	的に活用するとともに、各	する専門家を配置し、積極的に市民活
用環境を整備する	団体の専門性を持った人材	動を支援する
	を紹介する	(文化施設への専門家の配置など)

基本目標1 文化・芸術活動の推進

教育機関等と連携 し、子どもたちの活 用環境を整備する

教育機関等に対して、青少年による文化施設の活用を 促す(市民団体などによる施設企画案内等) 教育機関等に対して、青少年が施設 を利用する機会や活用に関する情報 を提供する (児童・生徒の施設見学会など)

《市内文化会館の緞帳(どんちょう)の一部が描かれています。》



施策分野3 個性豊かな文化芸術の次世代への継承

主な施策1 文化資源の整理と情報提供

【重点】情報の発信

■現状と課題

本市では、各種の文化資源が各地域で保存・継承され、活用が図られています。市民が、 本市の豊富な文化資源を十分に活用するには、文化資源の情報がよく整理され、その情報が 手軽に入手できるようにすることが重要であり、それは同時に次世代への文化の継承へとつ ながるものです。

今後は、本市の多様な文化資源を整理し、市民の活用を進めるために、適切かつ積極的に 情報を発信していくことが必要です。

■ 課題解決の方向性

- 栃木市の文化資源の情報整理を行います。
- 整理された栃木市の文化資源の情報を積極的に発信します。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
栃木市の文化資源の	身の回りにある文化資源を発	現在把握している文化資源の現状・
情報整理を行う	掘して、市民・行政に情報を	情報をまとめるとともに、市民から
	提供する	情報収集する
整理された栃木市の	市内外の方に、栃木市の文化	文化資源を収集・整理し、市民に情
文化資源の情報を積	資源を PR する	報提供して、学習・研究・発信の環
極的に発信する		境を作る。また、市民からの活動情
		報収集の環境を整備する
		(様々なマスメディアを使った PR、
		看板等の整備など)

基本目標1 文化・芸術活動の推進

施策の方向性1 文化芸術に親しみ、活かす機会の充実

主な施策2 青少年の文化活動への参加・参画強化・

【重点】 人材育成

■ 現状と課題

本市では、年代を問わずに参加・参画できる文化活動が各地域で行われています。一方で、 次代を担う子どもたちが良質な文化芸術にふれ、文化活動に参画するきっかけづくりが求め られています。

また、青少年のニーズに合った文化活動や、青少年が参加したいと思う活動の周知、そして活動の成果を発表する機会づくりなどの環境を整えることが重要です。

今後は、青少年が文化活動に関心を持つよう活動内容の周知を図るとともに、参加へのきっかけづくりや、活動の成果を発表する機会づくりを進めることが重要です。

■課題解決の方向性

- 青少年が文化活動をするきっかけとなる機会をつくります。
- 青少年の文化活動を理解し、成果を広く発表する機会をつくります。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
青少年が文化活動を	青少年に対して、市民文化団	文化活動スキルを有する専門家(市
するきっかけをつく	体等による活動鑑賞やワーク	民文化団体等を含む)により青少年
る	ショップへの参加を促す等、	の発表の支援や助言の環境をつくる
	活動のきっかけを提供する	(文化芸術鑑賞の機会の提供など)
青少年の文化活動を	青少年の市民文化活動企画へ	青少年の文化活動成果の発表機会の
理解し、成果を広く	の参加・参画を促し、青少年	情報提供をするとともに、発表につ
発表する機会をつく	の文化活動成果発表機会づく	いて支援する
る	りを支援する	(教育機関との連携など)

施策の方向性2 文化団体等の育成と組織化の支援

施策分野 4 文化団体の活動・組織化の充実

- 主な施策1 文化振興の核となる団体の充実 -

【重点】ネットワーク

■ 現状と課題

本市では、多様な分野にわたる文化芸術活動が個人・団体で展開されています。その中で、 平成25年7月に、各地域の文化協会・文化団体連絡協議会の団体が参画する市全体の組織 として栃木市文化活動協議会が発足し、団体間の情報交換や研修会が始められるようになり ました。

しかしながら、文化祭等の開催は各地域単位であり、まだまだ市全体の活動には至っていないのが現状です。

今後は、文化振興の担い手である各分野、各地域の文化団体活動の活性化と団体間の交流 を支援することにより、市全体の組織化の促進が求められています。

■課題解決の方向性

- 各地域の活動を活かしながら、文化活動協議会としての活動も徐々に広げていきます。
- 市内の各分野の文化団体間の交流を深め、市全体の文化団体等の組織化を目指します。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
活動の幅を広げてい	各地域、各分野の団体間の交	文化団体間の交流がしやすくなるよ
<	流を活発にする	うに側面的な支援を行う
		(人材や交流機会の提供など)
市全体の文化団体等	文化団体等の組織化につい	文化団体間が連携できるような支援
の組織化を図る	て、明確なビジョンを持ち、	を行う
	促進する	(情報や交流機会の提供など)

基本目標1 文化・芸術活動の推進

施策の方向性2 文化団体等の育成と組織化の支援

----主な施策2 市民(民間)と市(行政)の間に立つ団体の設立支援

■現状と課題

本市では、市民が主体的に文化活動を行っていますが、行政と連携することで、より一層効果的な広報活動や活動機会の増加などにつながる場面も想定されます。一方で、個人・団体問わず、行政との調整を個別に行うことは大きな負担となることも見込まれます。

また、行政ではすぐに対応できない団体の運営や団体間の連携といった点についての助言、 支援ができるような機関や組織も必要とされています。

今後は、行政と市民がそれぞれの良さを発揮し合えるよう、間に立って調整の役割を担う 人材や組織の活躍が求められます。

■ 課題解決の方向性

- 団体の運営や団体間の連携についての助言、支援ができる機関や組織をつくります。
- 文化施設等を運営できるような市民(民間)と市(行政)の間に立つ団体(公益財団法人等)の設立を目指します。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
団体の運営や団体間	自らボランティアセンター	文化団体等に対して、助言や支援が
の連携についての助	「くらら」等に出向き、知識	できるシステムを構築するととも
言、支援ができる機	や情報を身に付けるととも	に、組織づくりに対する側面的支援
関や組織をつくる	に、団体間の連携を深める	をする
		(コーディネートできるような専門
		知識を持った人材の確保など)
文化施設等を運営で	運営可能な団体 (財団法人等)	運営可能な団体(財団法人等)を設
きるような市民(民	としてやっていけるだけの人	立できるような側面的支援をする
間) と市 (行政) の	材 (人材確保等)、質的 (ノ	(文化施設等の運営委託の機会など)
間に立つ団体(公益	ウハウ等)、財政的資源をも	
財団法人等)を設立	つ	
する		

施策分野5 文化芸術の担い手等の育成

- 主な施策1 文化活動を支える個人・団体の育成 -----

【重点】 人材育成

■現状と課題

本市では、主に文化協会や文化活動協議会が中心となって、各地域の文化祭をはじめとする文化活動を担ってきました。

しかし現状では、文化活動を担ってきた個人や団体構成員の高齢化が進み、活動参加者数の伸び悩みや、運営への支障が出ているケースも見られます。

今後は、個人・団体の文化活動の活性化に向け、文化芸術活動を支える担い手の育成を図 る必要があります。

■ 課題解決の方向性

- 団体間で、人材を提供し合う互助の仕組みづくりを検討します。
- 文化施設における友の会組織を確立します。
- 文化活動を支えるボランティアの育成システムを作ります。
- 文化活動を支える指導者を確保します。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
団体間の互助の仕組	団体間で相互に人材を出し合	団体間の連絡調整を支援する
みづくり	う	(人員調整の窓口など)
文化施設における友	各団体員や地域住民に登録を	友の会の会員になってもらうための
の会組織の確立	呼びかける	優待制度などを検討し、実施する
		(会員の割引や優待券など)
文化活動を支えるボ	自分たちが関わる文化施設等	ボランティアの育成システムを構築
ランティアの育成シ	の運営にかかるボランティア	する
ステムの作成	育成研修に参加する	(研修会等の実施など)
文化活動を支える指	指導者についての情報を共有	文化活動に対して助言・指導の出来
導者の確保	する	る人材を確保する
		(文化大使、文化マイスターなど)

基本目標1 文化・芸術活動の推進

施策の方向性2 文化団体等の育成と組織化の支援

- 主な施策2 世代間を通じての文化とふれあう機会の拡充

■現状と課題

本市は、豊かな自然や史跡、そして有形・無形に受け継がれているたくさんの文化遺産を有し、著名な文化人も輩出している歴史と伝統に輝くまちです。そのよさを次世代に伝え、さらに発展させていくためには、親から子、子から孫へと、世代間で文化をつないでいく人を育成していくことが重要です。

しかしながら、若い世代で地域文化に関心を持たない、あるいは文化活動に参加する機会が少ない、といったことが課題となっています。

今後は、世代間で文化とふれあう機会づくりを進めるとともに、特に若い世代が参加できるような活動の充実やきっかけづくりを進める必要があります。

■課題解決の方向性

- 親子で参加し、楽しめる文化活動の充実を図ります。
- 文化マイスター等を活用し、さまざまな文化活動を体験する機会を充実します。
- グループで活動できる機会づくりを進めます。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
親子で参加し、楽し	育成会や学校行事、公民館等	育成会や学校への呼びかけとともに
める事業等の充実を	の講座に親子で参加する	参加意欲を高めるよう、企画を充実
図る		させる
		(公民館等の親子講座の充実など)
体験する機会を設け	文化マイスターや文化団体等	文化マイスター・文化団体と市民の
る	が、文化芸術体験できる機会	窓口となり、体験できる機会創出の
	をつくり、知識等を提供する	支援を行う
		(相互の連絡調整など)
グループで活動する	児童・生徒・学生のクラブ活	グループでの活動がしやすくなるた
機会を設ける	動等と連携したイベントを開	めの環境を整える
	催し、活躍する場を提供する	(場所の提供や学校等との連絡調整
		など)

施策分野5 文化芸術の担い手等の育成

主な施策3 学校教育等での文化とふれあう機会の拡充 -

【重点】学校教育

■現状と課題

地域には、地域文化を担い、伝えてきた貴重な人材が豊富です。

一方、これまで、学校での「ふるさと学習」などを通じて、地域文化に触れ、学ぶ機会づくりが行われてきましたが、学校教育の中では、文化について取り上げる機会は限られてきました。

子どもの頃から、地域の文化に触れ、親しむことは、地域文化の継承にとって非常に重要です。

今後は、とちぎ未来アシストネットの一環として、文化マイスターや文化団体により、学 校教育の中で文化とふれあう機会をより充実させることが求められます。

■課題解決の方向性

- 総合的な学習等や学童保育において文化とふれあう機会づくりを進めます。
- 地域文化を学ぶ出前授業を進めます。

■課題解決に向けた役割分担

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
総合的な学習等や学	文化団体等の学校での活動体	学校等へ呼びかけ、文化とふれあう
童保育の活用	制整備と、学校での文化活動	機会をより充実させる(文化マイス
	実施を積極的に働きかける	ターや文化団体と学校等との連絡調
		整など)
出前授業の充実	学校支援ボランティアとし	学校教育等での出前授業の充実のた
	て、出前授業のプログラムを	めの支援を行う(とちぎ未来アシス
	作成し、実施する	トネット*や出前事業のプログラム
		等の周知など)

※「とちぎ未来アシストネット」とは、"地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育むこと"を核に、学校・家庭・地域の連携を充実させることにより、「学校における教育活動の充実」、「社会教育における成果の活用の充実」、「地域コミュニティの再構築・地域の絆づくり」等を進め、生涯学習を基盤とした社会を目指し、栃木市の"人づくり・まちづくり"を支援していくための本市独自の教育システムです。

基本目標1 文化・芸術活動の推進

施策の方向性2 文化団体等の育成と組織化の支援

施策分野 6 文化交流の促進

・主な施策1 全市的な交流の促進 -

【重点】ネットワーク

■現状と課題

地域ごとに文化祭など各種の文化活動は活発に行われていますが、団体間及び地域間の交流が十分とは言えない状況であることが課題となっています。

今後は、団体等を支援し、新市・広域及び様々な分野間の交流を広げていくことが求められます。

■ 課題解決の方向性

- 全市的な活動への発展をめざし、分野・部門別の交流会を進めていきます。
- 各地域や各分野の代表が定期的に集まる機会をつくります。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
全市的な活動への発	分野・部門別に地域間の均衡	交流会等の開催の支援を行う
展をめざし、分野・	をとりながら、交流の機会を	(市との共催等による場所の提供な
部門別の交流会を進	つくる	ど)
めていく		
代表が定期的に集ま	情報交換を行うとともに事業	定期的に集まる機会の支援を行う
る機会をつくる	開催の企画等の相談を行う	(会議等をするための会場の提供な
		ど)

施策分野6 文化交流の促進

- 主な施策2 文化団体間等の情報交流と発信 -

【重点】ネットワーク・情報の発信

■現状と課題

様々な文化団体が、それぞれ独自に情報交換、情報発信を行っています。一方で、市民の中には、文化活動へ参加するための情報をどこで聞いたらよいか分からない、あるいは文化団体等を知らないといったケースも少なくありません。

今後は、文化団体の活動と市民をつなぐ情報発信を進めるとともに、団体間の情報交流を 通じて活動の活性化を図ることが重要です。

■ 課題解決の方向性

- 文化活動団体間の情報交流を促進し、情報を収集・整理します。
- 文化団体等に関する情報の発信拠点を整備します。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
団体等の情報を収	団体間の情報交流を促進する	情報交換の機会を設けるとともに情
集・整理する	とともに情報を提供する	報の収集・整備を図る
		(情報収集システムの構築など)
情報の発信拠点を整	自らの活動について分かりや	情報発信拠点を整備するとともに
備する	すく情報発信するとともに、	様々なマスメディアを活用し情報を
	情報発信機関との関係を密に	発信する
	する	(情報を発信する体制づくりなど)

■ 第2節 歴史文化の保護と活用に向けた施策

基本目標2

歴史文化の保護と活用

本市には、旧石器・縄文時代の星野遺跡や縄文時代の篠山貝塚、古墳時代の山王寺大桝塚、下野七廻り鏡塚古墳をはじめとする数多くの遺跡、遺構が残されています。奈良・平安時代には下野国府が置かれ、中世には西方城や皆川城などの城館が各地に築かれました。江戸時代には日光例幣使街道沿いに、富田宿・栃木宿・合戦場宿・金崎宿の宿場が置かれ、現在のまちの基礎が築かれました。江戸後期以降は、渡良瀬川と巴波川を利用した舟運による物資の集積地として、中心域は北関東有数の商業都市に発展してきました。本市には、それら発展の歴史を裏付ける文化財等が多数残されており、産業をはじめ様々な分野で歴史に名を遺した多くの先人・偉人も輩出をしています。

一方、国においては、地域振興に向けた文化財の総合的な保存・活用を視野に文化財 保護法の改正を予定しております。

今後は、歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、下野国府跡、西方城址等の各地域の文化財の、その周辺環境を含めた総合的な保存・活用を視野に入れた調査・研究を進めるとともに、現存する歴史的建造物等の修理・保存及び活用を図る必要があります。

また近年、少子高齢化など地域社会の急激な変化に伴い、地域の郷土文化が継承され にくい状況となっています。一方で、一部の地域では、郷土芸能等の再興を通じて、コ ミュニティの再構築を図ろうとする活動も生まれています。

以上から、歴史文化の保護と活用のために、次の2つの施策の方向性に沿って、施策の推進を図ります。

施策の方向性3 文化財等の保存と活用

施策の方向性4 郷土芸能等の継承

◆重点的施策となる「主な施策」は、**【重点】**で表示してあります。

施策分野ごとの主要施策

- ⑦ 栃木市独自の文化財登録の仕組みづくり【栃木市独自の保存・活用の仕組みづくりなど】
- ⑧ 文化財の活動拠点となる施設の充実【郷土資料館・歴史民俗資料館等施設の充実など】
- ⑨ 郷土芸能団体間の相互交流と発表機会の確保【市全体での発表会の開催など】
- ⑩ 地域の郷土芸能を学校の授業等で学び、体験する【地域や学校と連携した学習・体験機会の確保など】
- ◆施策分野ごとの主要施策は、

 で表示してあります。

基本目標 2 歴史文化の保護と活用

施策の方向性3 文化財等*の保存と活用

施策分野7 文化財保存に関する基盤整備

主な施策1 文化財保存団体の育成・

【重点】 人材育成

■現状と課題

これまで、市内各地のさまざまな生活文化や文化財等について、市において調査・研究を 進めるとともに、各地域に現存する歴史的建造物等の実態調査やその修理・保存が行われて きました。

一方で、これらの文化財等の保存と活用は、必ずしも組織的に行われてきたとは言えません。また、国においては、地域振興に向けた文化財の総合的な保存・活用を視野に、文化財保護法の改正を予定しています。

今後は、市のみならず市民が協力して、豊かな歴史やさまざまな文化財の、その周辺環境を含めた総合的な保存・活用を視野に入れた調査・研究及び整備(再整備を含む)を行い、保存・活用する団体の育成を進める必要があります。

課題解決の方向性

● 文化財等を調査・研究し、保存・活用する団体等をつくります。

■ 課題解決に向けた役割分担

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
文化財等を調査・研究	友の会などを発展させ、調査・	文化財を調査・保存・活用するた
し、保存・活用するた	研究し、保存・活用する団体	めの団体等を育成する
めの団体等をつくる	等の結成をめざす	

※「文化財」については、文化財保護法第二条で定義されていますが、 本計画では「等」を付けることにより更に広い範囲を示すこととします。

施策の方向性3 文化財等の保存と活用

・主な施策2 身近な文化財の保存・活用の仕組みづくり -

■現状と課題

市内にはさまざまな貴重な文化財があり、それらの調査・保存が進められていますが、未 だに知られていないものも数多くあり、地域の文化財についての情報を蓄積する仕組みが不 足しています。

地域の中で何が大切かを、地域ぐるみで議論し合い、市民協働により身近な文化財の掘り起こしと、保存・活用に向けた市民の理解促進を図る必要があります。

■ 課題解決の方向性

- 地域ごとに調査を行います。
- 大事にしたい文化資源のリストを市民参加で作成し、データベース化します。
- 栃木市独自の文化財登録の仕組みをつくります。
- 栃木市として登録すべき文化財のリストを作成します。
- 指定文化財並びに認定文化財を活用するための仕組みをつくります。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
地域ごとに調査する	地域をよく知る人たちが調査 組織のメンバーになる	地域ごとに文化財として価値のある 文化資源を調査・整理する(地域ごとの文化資源等を披露するイベントの開催、見どころマップ作成など)
大事にしたい文化資源のリストを市民参加で作成し、データベース化する	文化資源のリスト作成につい て市民に PR するとともに、 市内の文化資源の情報を提供 する	リスト作成を支援するとともに、リストをデータベース化する (文化資源のリスト作成とデータ ベース化など)
栃木市独自の文化財 登録の仕組みづくり	文化資源のうち、みんなで大 事にしたいものを認知する登 録制度のあり方について、市 民の立場で検討する	栃木市独自の文化財登録の制度化を 図る (独自の文化財登録制度の検討・制 定など)
登録すべき文化財の リスト作成	文化財登録の候補となる文化 資源等のリストアップを行う	登録すべき文化財のリストを市民と 共同して作成する (リストの作成・更新など)
文化財を活用するための仕組みをつくる	適切な活用事例を収集・整理 し、市民に紹介することに よって活用を促す	適切な活用を促すための仕組みを整備する(文化財の所有者と活用する側との調整など)

施策分野8 文化財の活用

・主な施策1 文化財に関する啓発と情報発信 ----

【重点】情報の発信

■現状と課題

本市には身近に貴重な文化財が数多く残されています。一方で、残すべき文化財についての市民の共通理解や、まちなかの文化財を市民の誰もが認識できるための情報発信など、文化財についての積極的な情報発信は進んでいません。

今後は、学識者や大学等との専門機関とも連携して、地域の文化財についての啓発と情報 発信を、様々な媒体を活用しながら進めていくことが求められます。

課題解決の方向性

- 文化財についての市民の意識を高める講座を開きます。
- 文化財であることを示す表示板を作成します。
- 栃木市の文化財についての情報を定期的に発信します。
- 活用しやすいような情報提供を行います。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
文化財についての市	文化財に対する意識を高める	講座を開催する
民の意識を高める講		(文化講座の開催や公民館講座等
座を開く		との連携など)
文化財であることを	市民が参加して効果的な表示板	効果的な表示板を作成する
示す表示板を作成す	のデザインやテーマ等を考える	(デザイン等の活用など)
る		
栃木市の文化財につ	市民が様々なマスメディアを利	様々なマスメディアを利用して情
いての情報を定期的	用して情報を発信する(ホーム	報を発信する
に発信する	ページの作成や SNS **などを	(ホームページの作成など)
	使っての発信など)	
活用しやすいような	観光ボランティア等に情報を提	観光部門との連携を強化する
情報提供を行う	供する	(文化財等を観光パンフレットや
		マップに掲載、周遊コース等の検
		討など)

[※] SNS とは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略であり、共通の趣味等を持つ 人達との交流を目的とした通信サービスの総称です。

基本目標2 歴史文化の保護と活用

施策の方向性3 文化財等の保存と活用

主な施策2 資料館等の活用 -

■現状と課題

本市では、市民が地域文化や文化財・先人・偉人の功績を知ろうとする際に、各地域の郷土資料館・歴史民俗資料館などが利用されています。

一方で、施設の中には、市民の認知度や利用率が低いもの、老朽化に伴う機能の低下など がみられるものもあります。

今後は、施設の整備とともに、既存施設の周知に努める一方、将来的には大学等とも連携 して文化財の調査・研究を進め、先人・偉人の功績についての展示等も検討しなければなり ません。

■課題解決の方向性

- 施設を市民に周知します。
- ○文化財の活用に向けた拠点施設の充実を図ります。
- 文化財などに関する企画展等を実施します。
- 教育機関等と連携し、子どもたちの利用を促進します。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
施設を市民に周知す	施設を利用する	各地域の施設を周知する
る		(各施設のパンフレットの作成など)
文化財の活用に向け	拠点施設が市民の活用しや	文化財の活用に向けた拠点施設につい
た拠点施設の充実を	すいものとなるよう、意見	て検討する
図る	を述べる	(資料保管庫等の整備など)
文化財などに関する	ボランティアとして支援・	展示・企画展等を実施する
企画展等を実施する	協力をする(市民団体など	
	による施設の企画案内等)	
教育機関等と連携	教育機関等に対して、資料	教育機関等に対して、施設を利用する
し、子どもたちの活	館等の利用を促す	機会や活用に関する情報を提供する
用を促す		(教育機関等への情報提供など)

施策分野8 文化財の活用

主な施策3 文化財を活かしたまちづくり -

■現状と課題

郷土の文化財は、地域の人に歴史と誇りを感じさせるだけでなく、それ自体が人を惹きつける力を持っています。

国においても、地域振興に向けた文化財の総合的な保存・活用を視野に文化財保護法の改正を予定しており、地域の様々な文化財の、その周辺まで含めた総合的な保存・活用により、魅力あふれるまちづくりを進めることが求められます。

今後は、地域社会が大切に守り続けてきたもの、受け継いできた資産を、所有者や市民の 声を反映し、総合的に保存・活用を図ることにより、文化財を活かしたまちづくりを推進し ていくことが重要です。

■課題解決の方向性

- 重要伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)を含む歴史的町並み景観形成地区を中心 に魅力あふれる歴史のまちづくりを促進します。
- 文化財について、新たな保存・活用の基準づくりを進めます。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
重伝建地区を含む歴	歴史的町並みについて PR す	市民と協働して、歴史的建造物の特
史的町並み景観形成	るとともに、その歴史的特性	性の有効活用を図るとともに、歴史
地区を中心とした歴	を有効活用する	的町並み景観を活かした歴史のまち
史のまちづくりを促		づくりを促進する
進する		(歴史的町並み景観形成地区の保存
		事業の推進など)
文化財について、新	地域の文化財の総合的な保	文化財の保存・活用の基準を明確化
たな保存・活用の基	存・活用の基準について、市	し、総合的な運営をする。
準を考える	民委員会をつくり、地域振興	(地域の文化財の総合的な保存活用
	に活かした利用等を提案する	に係る基本計画の策定等)

施策の方向性 4 郷土芸能等の継承

施策分野9 郷土芸能等への支援・活用

- 主な施策1 郷土芸能の調査研究・記録保存 -

■現状と課題

地域にはさまざまな郷土芸能が伝えられていますが、その背景にある伝統的生活文化については、把握しきれていません。また、年中行事が持っていた本来の意味合いなども、忘れられていく傾向にあります。

今後は、郷土芸能ごとにその背景を調べ、本来の意味合いとともに記録し伝えるとともに、いつでも再現できるよう、映像記録なども含め、調査研究・記録保存を組織的・継続的に行っていくことが重要です。

■ 課題解決の方向性

- 背景や意味づけ、価値づけを検討します。
- 映像なども含めて記録し、保存します。
- 地域の中で活動されなくなってしまった郷土芸能について、原型を調査・研究し、復原的に試演するなどによって、後世に伝えます。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
背景や意味づけ、価	背景を調べ、地域住民に伝え	背景や意味づけ、価値づけの調査研
値づけを検討する	広める	究する
		(調査研究の実施など)
記録・保存する	団体や当事者、研究者などと	記録を残し、公開する
	連携し記録する	
活動されなくなった	原型を調査・研究し、復原的	原型の調査研究の支援などを行う
郷土芸能について、	に試演するなどによって、後	
後世に伝える	世に伝える	

施策分野9 郷土芸能等への支援・活用

主な施策2 団体間のネットワークの構築 ―――

【重点】 ネットワーク

■現状と課題

市内各地で郷土芸能等の保存団体が精力的な活動を行っています。しかしながら、多くの団体が後継者、指導者の不足など、運営面で様々な課題を抱えています。

今後は、こうした各団体が抱える課題を共有化するとともに、継承される技術や道具等について情報交換を行うため、郷土芸能等の保存団体間の連携強化を図る必要があります。

■ 課題解決の方向性

- それぞれの個性を尊重しながら、団体間での情報共有を進めます。
- 団体間で切磋琢磨できる相互交流・発表の機会をつくります。
- まとめ役としての郷土芸能推進協議会等を通じたネットワークの強化を図ります。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
団体の情報を共有する	活動者が自らの活動の情報を	団体の情報を収集・整理する
	把握する	(団体のリストの作成など)
団体間で相互交流・発	積極的に団体間の相互交流と	地域を越えた交流ができるような
表の場をくる	発表の機会を設ける	機会をつくる
		(市全体での発表会の開催など)
郷土芸能推進協議会等	既存組織が核となり、ネット	ネットワークづくりを支援する
を通じたネットワーク	ワークづくりを進める	(地域の郷土芸能推進協議会間の
の強化		連携支援など)

基本目標2 歴史文化の保護と活用

施策の方向性4 郷土芸能等の継承

主な施策3 情報発信の活性化 ―

【重点】情報の発信

■現状と課題

郷土芸能等の保存・継承のため、保存団体等の活動についての情報発信は非常に重要です。 一方で、多くの団体等が、一層効果的な情報発信の仕組みを求めています。

今後は、保存団体等の活動についての情報発信を、多様な媒体を通じて促進していくことが重要です。

■ 課題解決の方向性

● 保存団体等の活動について情報発信します。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
保存団体等の活動に	保存団体の活動状況等につい	団体の情報を収集・整理したリスト
ついて情報発信する	て情報収集し、提供する	等を用い市民に周知したりする
		(市ホームページ等への掲載など)
		多様なマスメディアを用いて情報提
		供を行う
		(市広報への掲載や情報機関への情
		報提供など)

施策分野 10 「ふるさと学習」の充実

- 主な施策1 地域人材からの学び -

【重点】人材育成

■現状と課題

本市では、学校教育の中で「ふるさと学習」を通じた地域理解の促進を図っています。 一方で、学校教育が、豊富な地域人材と十分な連携が取れている状況とはいえません。 今後は、地域の郷土文化への理解を深め、郷土芸能等の保存・継承への子どもたちの関心 を高めるため、地域の郷土文化を学ぶ「ふるさと学習」を、とちぎ未来アシストネット推進 の一環として、保存団体など地域人材と一層の連携を図りながら進める必要があります。

■ 課題解決の方向性

- 地域の人々と連携し、地域の郷土芸能等を学校の授業等で学び、体験する機会を設けます。
- 教員自身が地域の郷土文化を学習し理解することを推進します。
- 地域の諸施設や文化祭、体育祭等での継続的な発表の場の確保に努めます。

解決策	市民の担う部分	市の担う部分
地域での郷土芸能等	地域の郷土芸能団体等での受	情報を提供するとともに、学校へ働
を学校の授業等で取	け入れ体制整備	きかけを行う
り上げる		(地域と学校との連絡調整など)
教員の地域の郷土文	教員に地域の郷土文化を理解	教員に地域の郷土文化を理解しても
化理解を推進する	してもらえるように働きかけ	らえるような仕組みをつくる
	る	(教員が地域の郷土文化を学習・体
		験できるような機会の設定など)
地域の行事等での継	地域の行事等において、郷土	郷土芸能等の発表の場を確保するた
続的な発表の場を確	芸能等の発表の場を確保し、	めの支援や学校を通じての子ども達
保する	子供達も参加するように働き	の参加を呼びかける
	かける (地域の人々から学ぶ)	(学校を通じての参加案内通知の配
		布など)

基本目標2 歴史文化の保護と活用

施策の方向性4 郷土芸能等の継承

主な施策2 学校との連携・

【重点】学校教育

■現状と課題

郷土芸能の中には、担い手・後継者の不足が課題になっているものも少なくありません。 学校によっては、地域と連携し、子どもたちが郷土芸能に親しむ機会づくりに積極的に努め ているところもありますが、継続的な体験とはなっていません。

また、本市では様々な分野で歴史に名を遺した先人・偉人を輩出していますが、その先人・ 偉人の功績について、十分に周知されているとは言えない状況です。

今後は、地域に根差した郷土芸能の継承、人材の育成に向けて、学校が一つの核となり、 子どもの時から郷土芸能に親しむ体験機会を増やすとともに、地域の先人・偉人の功績等に ついて、努めて学ぶ機会を設けることが重要です。

■ 課題解決の方向性

- 学校と郷土芸能団体とが話し合う機会をつくります。
- ●「ふるさと学習」について、小中学校間の連携を図ります。
- 学校行事等での郷土芸能の発表の場の確保に努めます。
- 地域の先人・偉人の功績について、努めて学ぶ機会を設けます。

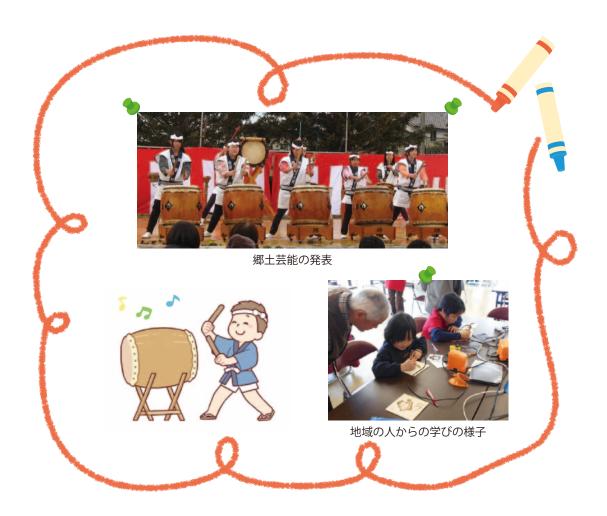
解決策	市民の担う部分	市の担う部分
学校と郷土芸能団	団体間の連携を強化し、	学校と郷土芸能団体との連絡調整をする
体とが話し合う機	学校を支援する体制を整	(意見交流会の設定など)
会をつくる	備する	
「ふるさと学習」	小学校での体験・学習で	小中学校間の連携とともに、中学生の郷土
について、小中学	終わってしまう場合が多	芸能の地域での活動に対しては、ボラン
校間の連携を図る	いため、小中学校間の連	ティア活動等と同様に、特色ある活動とし
	携を強化してもらうよう	て評価してもらえるように、中学校並びに
	働きかける	高等学校へ働きかけを行う(「とちぎ未来
		アシストネット*」での地域教育協議会等
		での検討課題となるよう促すなど)
		※ P44 参照
学校行事等での郷	指導者等を確保するとと	学校への働きかけを行うとともに支援体制
土芸能等の発表の	もに、学校との十分な話	を整備する(団体と学校との連絡調整、学
場を確保する	し合いを行う	校支援ボランティアの活用など)

基本目標2 歴史文化の保護と活用

功績について、努め出前授業を行う て学ぶ機会を設ける

地域の先人・偉人の関彰団体により、

顕彰団体等による出前授業等の活動 支援をする



■ 第3節 重点的施策

本計画では、2つの「基本目標」、4つの「施策の方向性」、10の「施策分野」を基に、22の「主な施策」に沿って文化振興施策の推進を図ることとしています。一方で、この22の「主な施策」は、横断的な視点で相互に連携を図りながら取り組みを進める必要があります。この22の「主な施策」を横断的につなげる「人材育成」「ネットワーク」「学校教育」「情報の発信」の4つの視点を本計画の重点的施策の視点とし、以下に掲げる13施策を重点的施策と位置づけます。

青少年、文化活動を支える個人・団体、文化財保存団体など、さまざまな人たちが、本市の文化継承の担い手となるよう、地域の文化に触れ、体験できる機会づくりや、文化活動等への支援を行い、人材育成を推進します。

- 青少年の文化活動へのきっかけづくりや青少年が文化活動に参加し、活動の成果を発表できる機会づくりを推進します。
- 団体間相互の活動支援の仕組みづくりを支援するとともに、文化施設における友の会組織の充実、ボランティア育成の仕組みづくり、文化活動を支える指導者の確保を行います。
- 文化財を調査・研究し、保存活用する団体等を作ります。
- 地域の人々と連携し、地域の郷土芸能等を学校の授業等で学び、体験する機会を設けます。

■ 人材育成に関連する「主な施策」

- ▶青少年の文化活動への参加・参画強化(施策3-2)
- ▶文化活動を支える個人・団体の育成(施策5-1)
- ▶文化財保存団体の育成(施策7-1)
- ▶地域人材からの学び(施策 10 1)

各地域、各分野の中での相互連携・情報共有を進めるとともに、地域・分野を越えた連携 を促進します。

- 文化協会・文化団体連絡協議会等を通じた、市全体での文化団体等の組織化・ネットワークの強化を図ります。
- 全市的な活動への展開をめざし、地域や分野で分かれて活動している市内各団体間の 交流促進を図ります。
- 団体間の情報交流、情報共有を促進するとともに、情報の積極的な発信にむけた体制 づくりを進めます。

ネットワークに関連する「主な施策」

- ▶文化振興の核となる団体の充実(施策4-1)
- ▶全市的な交流の促進(施策6-1)
- ▶文化団体間等の情報交流と発信(施策6-2)
- ▶団体間のネットワークの構築(施策9-2)

■ 3 学校教育

地域と学校が連携しながら、学校教育の中で地域文化とふれあい、学ぶ機会の充実を図ります。

- 地域の人材や団体等と連携しながら、総合的な学習等の時間や学童保育など、あらゆる機会をとらえて地域文化についての学び、体験活動を広げます。
- 各地域の民俗文化財を授業で取り上げるとともに、教員の郷土理解の促進を図ります。また、地域行事等の学校における発表の機会の継続的な確保に努めます。

■ 学校教育に関連する「主な施策」

- ▶学校教育等での文化とふれあう機会の拡充(施策5-3)
- ▶学校との連携(施策10-2)

■ 4 情報の発信…………

情報発信拠点を整備するとともに、様々なマスメディアを活用し、市民のみならず市外の 方に対しても、積極的に本市の文化資源についての情報発信を図ります。

- 本市の様々な文化資源について、情報の収集と整理を行い、市民等に分かりやすく提供します。
- 文化団体の活動と市民をつなぐ情報を収集・整理をし、積極的に発信します。
- 市民と協働して、文化財についての市民意識向上に役立つ講座等を開催します。
- 地域に存在する様々な文化資源を、市民が自ら調査し、価値を発見できる仕組みをつくります。
- 地域の文化財についての啓発・情報発信・活用を、市民ぐるみで進めます。
- 地域の文化資源等に関するパンフレットの作成や配布など、観光振興も視野に入れた情報発信を強化します。

■ 情報の発信に関連する「主な施策」

- ▶文化資源の整理と情報提供(施策3-1)
- ▶文化団体間等の情報交流と発信(施策6-2)
- ▶文化財に関する啓発と情報発信(施策8-1)
- ▶情報発信の活性化(施策9-3)

■ 第4節 各地域における文化振興の施策

本計画では、基本理念の前文で、「1市5町が合併した新しい栃木市は、各地域に固有の文化が息づいており、『先人・偉人が育ててきた多様で個性的な地域の文化を高め』つつ、『他の地域・世代の人々とも交流を深め、同時に発信して、互いに共有し合う』ことが必要です。」と掲げています。

各地域の文化資源を活かし、個性豊かな地域づくりを推進するため、各地域における現状と課題を分析し、解決に向けた施策に取り組む必要があります。

このため、各地域において文化団体関係者等と施策検討懇談会を開催し、市民アンケート調査結果からの地域住民の声も踏まえ、施策の方向性である「文化芸術に親しみ、活かす機会の充実」、「文化団体等の育成と組織化の支援」、「文化財等の保存と活用」、「郷土芸能等の継承」という4つの観点から施策を検討しました。

1 栃木地域 5 西方地域 ● 文化団体や郷土芸能団体 ● 文化芸術に親しむ機会の充実 などの発表機会の確保 ● 文化団体等の活動拠点づくり ● 文化芸術に親しみ鑑賞する機会 歴史民俗資料館等の拡充 ● 郷土芸能活動支援の体制づくり 文化財等の保存と整備・活用、 文化資源の掘り起こし 文化財等を説明・案内できる人 材や民俗文化財の後継者の育成 4 都賀地域 町人文化(蔵の街並みを含む) の研究とPR ● 子ども達の文化芸術に親しむ機会や 郷土を学ぶ機会の充実 文化協会の組織強化 6 岩舟地域 ● 歴史民俗資料館の充実と文化資源の 掘り起こし 文化団体間の交流の活発化による ● 郷土芸能活動支援の体制づくり 文化協会の組織強化 ● 文化財等の保存・活用と、地域内 外への周知・啓発 ● 郷土芸能活動の充実と後継者の育 ● 岩舟文化会館の特徴を生かした事 2 大平地域 業の実施 ● 各年代層に応じた文化事業の実施や 3 藤岡地域 支援 ● 文化団体や郷土芸能団体などの発表 文化団体間の交流を活発にし発表の機会等を 機会の確保 つくることによる団体の PR 文化財等の保存と整備・活用 ● 文化資源の掘り起こしと観光や産業との連携 ● 文化財等を説明・案内できる人材や ● 郷土芸能活動の充実と後継者の育成 郷土芸能の後継者の育成

- 1 栃木地域における文化振興の施策 -

■ 地域の概況

地域中央部は、栃木駅を中心とした都市的市街と、市街地の蔵の街並みや伝統的な文化が息づく歴史的市街の特徴を併せ持っています。

地域東部は、地域を代表する穀倉地帯が広がる中、下野国庁跡をはじめとする数多くの歴史的な価値のある史跡が点在するとともに、大規模な産業団地が整備され、新たな住宅開発や商業施設の立地なども進んでいます。

地域西北部は、人口減少や高齢化の進行がみられるものの、農業や工業を中心に産業が発展し、地元に根差した食や皆川城址等の歴史的資源、永野川に代表される美しい自然環境など、恵まれた地域環境を有しています。

主な文化資源

神明宮本殿、太平山神社本殿、太山寺観音堂、出流山満願寺本堂、近龍寺本堂、定願寺(御成門の彫刻)、栃木の山車、百八灯流し、郷土芸能(獅子舞・神楽)、吾妻古墳、星野遺跡、下野国庁跡、大神神社(室の八嶋)、皆川城址、栃木城址、県庁堀、しめじが原、伊吹山、太平山、錦着山、巴波川、さしも草、蔵の街並み、旧栃木町役場、嘉右衛門町重要伝統的建造物群保存地区

ゆかりの人物

綾川五郎次 (力士)、二代飯塚鳳齋 (竹工芸)、飯塚琅玕齋 (竹工芸)、飯塚小卉齋 (竹工芸)、飯塚小卉齋 (竹工芸)、 喜友が加歌麿 (浮世絵師)、柴田トヨ (詩人)、清水登之 (画家)、鈴木賢二 (彫刻家・版画家)、田中一村 (画家)、中村彰彦 (作家)、橋本邦助 (画家)、一村 (画家)、中村彰彦 (作家)、橋本邦助 (画家)、当時記書書書 (福祉慈善家)、皆川広照 (武将)、山本有三 (文豪・政治家)、吉屋信子 (作家)



下野国庁跡(復元された前殿)

■ 現状と課題

① 市民アンケート調査から(栃木地域住民の方の回答)

「文化芸術等の活動が盛んだと思う理由は何か」の質問に対しては、『文化財等の保存・活用がなされている』との回答が多く、「栃木市をアピールできる文化資源は何か」との質問に対しては、『市ゆかりの芸術家等やその作品』、『蔵の街並みや日光例幣使街道沿いなどの歴史的建造物』、『河岸や舟運などの生業に関わる資料や行事等』が多くなっています。

このことから、例幣使街道や巴波川沿いの歴史的町並み、伝統的建造物の保存をは じめ、ゆかりの人物や個性豊かな歴史を地域づくりに活かす方策が望まれているこ とが伺えます。

「文化芸術活動等の活動をしていない理由」としては、『時間的余裕がない』とともに『観賞するきっかけがない』が多く、「市民が文化芸術等に親しむ機会を充実するために重要と思うこと」に対する回答でも『鑑賞機会の充実』との回答が多くなっています。

② 地域関係者との懇談から

地域での文化団体等の活動は、文化祭を中心に活発に行われていますが、若者の参加が増えていない状況です。地区*の現状に合わせた組織体制の強化と若者等が文化芸術に親しみ鑑賞する機会・きっかけづくりが必要です。

また、栃木の中心街での山車を中心とした秋まつりは2年に1回の開催となり、準備・実施の年が連続して充実したものになってきており、評価されています。一方、蔵の街並みや下野国庁跡、皆川城址、星野遺跡などの重要な文化財等の保存・活用、ゆかりの人物等も含めた地域の文化資源の掘り起こしとともに文化財等を説明・案内できる人材や郷土芸能の後継者などの育成が望まれています。

その他、栃木地域の文化としては、「栃木の歴史の伝承として、町人文化を PR していく必要があるのではないか」との声もありました。

■ 課題解決の方向性

- 文化団体や郷土芸能団体などの発表機会を確保します。
- 文化芸術に親しみ鑑賞する機会を充実します。
- 文化財等の保存と整備・活用、文化資源の掘り起こしを図ります。
- 文化財等を説明・案内できる人材や郷土芸能の後継者を育成します。
- 町人文化(蔵の街並みを含む)の研究と PR を推進します。

■ 課題解決に向けた役割分担

解決策	地域住民の担う部分	市の担う部分
文化活動の幅を広げた団体の組織体制の強化	小中学校や高校と連携した文化祭の開催やアマチュアバンドの発表など団体や個人が積極的に発表の機会を設ける地区*内においては、関係団体の枠を越えてまちづくりに取り組む	発表をする機会の環境づくりを 行うとともに、団体間の連携を 支援する
文化芸術に親しみ鑑賞する機会の充実	各団体・個人がもっている情報を共有化する	文化芸術施設等での自主事業の 充実や各種情報の提供とともに、 施設の整備・再編を検討する
文化財等の保存と整備・活用、文化資源の掘り起こし	文化財等を活用した地域のイベント等を実施するとともに、参画する人材を増やす各地区*の文化資源の情報を提供するとともに、さらなる掘り起こしとリスト等の作成について、ボランティア等として協力する	文化財等を活用した地域のイベント等の実施と文化資源の掘り 起こしを支援する
郷土芸能等の継承者育成(指導者や子ども達の体験機会の確保)	指導者の確保とともに、学校や育成会等と 連携し子ども達の体験機会をつくる	学校や育成会への働きかけを行 うとともに、補助金制度の検討 を含め支援体制を整備する
町人文化(蔵の街並みを含む)の研究と PR	自ら研究し、記録等をまとめ、解説できる 人材を育成していく	記録等資料作成や人材育成の支援をするとともに、その成果等の PR に務める

※ここでの「地区」とは、栃木地域内の支所・出張所単位の行政区を示しています。

2 大平地域における文化振興の施策・

■ 地域の概況

北西に太平山県立自然公園の山々が連なり、永野川・巴波川を中心に平野が広がる恵まれた自然環境を有し、緑豊かな市街地が形成されています。

また、安定した気候風土に恵まれ、米麦などの土地利用型農業と地理的立地条件を活かしたいちごやぶどうなどの施設園芸も盛んであるとともに、ぶどう狩りや太平山のハイキングなど首都圏をターゲットとした観光産業も盛んとなっています。

地域は、国内大手企業2社の工場を中心に工業都市として発展してきましたが、近年 は主要地方道蛭沼川連線沿線や栃木藤岡バイパス沿道に大型商業施設の立地が進むなど 利便性が向上しています。

主な文化資源

大中寺[西山田]山門、大中寺[榎本](本多大隅守忠純の墓)、

清水寺(十一面千手観世音菩薩立像)、宝蔵寺(青木三太郎利長(高島御前の父)の墓)、 しもうけなまた。かがみづかとふん 下野七廻り鏡塚古墳出土品、郷土芸能(富田節・太々神楽・五段囃子)、オトカ塚古墳、 白石家戸長屋敷

ゆかりの人物

いきべき へぇたがあき しゅうのまけ しゅうのいで しょう でん まま しゅう のまけ (実業家) 磯辺儀兵衛隆顕 (彫物大工)、磯辺信秀 (彫物大工)、田村律之助 (実業家)



オトカ塚古墳



下野七廻り鏡塚古墳出土品

■現状と課題

① **市民アンケート調査から**(大平地域住民の方の回答)

「文化芸術等の活動が盛んだと思う理由」としては、『郷土芸能等が保存・継承されている』、『観賞できる機会が充実している』、『文化財等の保存・活用がなされている』との回答が多く、大平文化会館を中心とした活発な文化活動の成果があらわれています。

「文化芸術等に親しむ機会を充実するために重要と思うこと」との質問に対しては、 『鑑賞機会の充実』、『情報の収集・発信』、『観光・産業施設等との連携』という回答 が多くなっています。

② 地域関係者との懇談から

地域文化団体では、古典芸能の公演を開催するなど本物の芸術に触れる機会をつくったり、地域のまつりと連携して発表の機会をつくるなどして若い世代との交流に努めています。

一方、「親子で参加・鑑賞できる文化事業が少ない」、「文化財の保存と活用が進んでいない」、「民俗文化財の後継者がいない」などの声がありました。

今後は、各年代層に応じた文化事業の実施、文化財等の保存と整備、文化団体や 民俗文化財団体などの発表機会の確保や情報提供が望まれています。

その他、「高齢者が文化活動に参加する際の交通手段の対策として、主催者側で参加する高齢者のニーズを把握し、デマンドタクシー(蔵タク)* 等の情報を提供するなどの支援が必要である」との声がありました。

■ 課題解決の方向性

- 各年代層に応じた文化事業の実施と支援を行います。
- 文化団体や民俗文化財団体などの発表機会を確保します。
- 文化財等の保存と整備・活用を図ります。
- 文化財等を説明・案内できる人材や郷土芸能の後継者を育成します。

■ 課題解決に向けた役割分担

解決策	地域住民の担う部分	市の担う部分
親子で体験・鑑賞で	地域行事等と連携する	文化会館の自主事業等に取り入れる
きる事業の実施		
若者の活動の場の提	若者が参画できる環境づくり	地域の祭りである「なつこい」と「納
供	をする	涼祭」の共同開催等を支援する
文化財等の保存と整	地域の文化財等の情報を提供	歴史民俗資料館等を整備するととも
備・活用	するとともに、自ら保存と整	に、保存措置等を整備し、観光や産
	備に努め、活用を通じて地域	業との連携を図る
	内外に PR する	
文化財等を説明・案	ボランティア等として協力す	説明・案内できる人材を育成するた
内できる人材の育成	る	めの学習機会をつくる
郷土芸能等の後継者	地域の行事や学校の部活動等	学校や育成会への働きかけを行うと
の育成(発表機会等	で発表の場をつくる	ともに、有効的な補助金制度の検討
の確保)		を含め支援体制を整備する

※市が運行事業者に委託するワンボックス車両等の予約制の乗合タクシーのことで、利用者の希望時間に自宅から目的地まで送迎してもらうことができる。

- 3 藤岡地域における文化振興の施策

■ 地域の概況

地域面積の40%を占める渡良瀬遊水地や渡良瀬川などの大小河川、万葉集にも詠まれた三毳山など、豊かな自然環境を有した水と緑の地域です。

藤岡駅周辺は、住宅地と工場が混在していますが、全体的には、田畑や身近な雑木林などが多く点在しています。

また、篠山貝塚や藤岡神社遺跡、旧谷中村など数多くの歴史・文化資源を有し、自然 観察やハイキング、スカイスポーツ、ウォータースポーツ、歴史探索など、市民はもと より首都圏等からも多くの来訪者を迎える観光地域ともなっています。

主な文化資源

けっかいこうせきのひ 決壊口跡碑、旧谷中村、篠山貝塚、藤岡神社遺跡、山王寺大桝塚古墳、 渡良瀬遊水地、三毳山(みかも山公園)

ゆかりの人物

石塚倉子(歌人)、逸見猶吉(詩人)、田中正造(義人·政治家)、 栃木山守也(力士)、森鷗村(儒学者)、岩崎清七(実業家)



篠山貝塚住居跡内貝層 (発掘調査時写真)



渡良瀬遊水地

■現状と課題

① 市民アンケート調査から (藤岡地域住民の方の回答)

「栃木市をアピールできる文化資源は何か」との質問に対しては、『太平山、出流・星野、渡良瀬遊水地(ヨシ原)等の各地域の景観』との回答が特に多く、自然の景観を大切にしていることが伺えます。

「文化芸術等に親しむ機会を充実するために重要と思うこと」との質問に対しては、 『鑑賞機会の充実』、『情報の収集・発信』、『観光・産業施設等との連携』という回答 が多くなっています。

② 地域関係者との懇談から

地域の文化団体連絡協議会は、特に展示関連の団体が少なく、また文化祭以外では団体間の交流も少なく、郷土芸能関係団体との交流もない状態です。

文化団体の活動には若者の参加が少なく、子ども達の体験事業も含めて、世代間交流の活発化が望まれます。ある郷土芸能団体では、指導者に恵まれ若い世代が親子で活動に参加しており、発表の機会も多く順調に活動しているとの報告があり、良い指導者と励みとなる発表の機会の確保が重要であることが分かります。

文化財等については、「地域には指定文化財等が少なく、指定されているものであっても所蔵者が世に出したがらないなどの問題があるとともに、文化財を観賞するための整備も不十分である。地域振興の趣旨も含め、文化財に限らず、渡良瀬遊水地、旧谷中村などの文化資源を観光や産業と結び付けることが重要である」との意見がありました。

■ 課題解決の方向性

- 文化団体間の交流を活発にし発表の機会等をつくるとともに、各団体の PR を行います。
- 文化資源の掘り起こしと観光や産業との連携を図ります。
- 郷土芸能活動の充実と後継者の育成を目指します。

解決策	地域住民の担う部分	市の担う部分
文化団体間の交流の	文化祭以外でも日常的に団体	団体間交流会等の開催の支援を行う
活発化	間交流を深める	
地域文化団体連絡協	構成団体を増やすための PR	発表の機会等の確保や PR 活動等に
議会の充実	活動を行う	ついて、支援と補助金等の整備を行
		う
文化資源の掘り起こ	地域の文化資源の情報を提供	文化資源の情報発信を強化するとと
しと観光・産業との	するとともに、自ら保存と整	もに、観光・産業との連携を図る
連携	備に努め、活用を通じて地域	
	内外に PR する	
郷土芸能団体等の指	指導者についての情報を共有	指導者を紹介できる体制づくりを進
導者の確保	し、交流する	める
郷土芸能等の後継者	地域行事や商店街、学校、高	学校や育成会への働きかけを行うと
の育成(発表機会の	齢者施設等で発表の機会を増	ともに、補助金制度の検討を含め支
確保)	やし、子ども達も出演させ、	援体制を整備する
	楽しいという思いを持たせる	

-4 都賀地域における文化振興の施策

■ 地域の概況

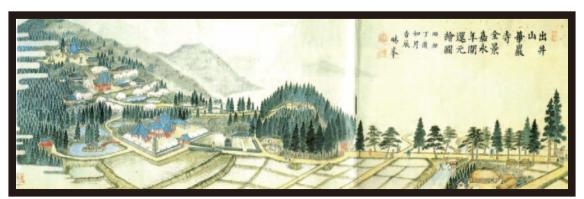
東に思川、西には赤津川が南下し、豊富な水源にも恵まれ、農業を中心にバランスのとれた産業振興が図られてきました。歴史を重んじる地域性の中で郷土芸能の継承や育成が図られ、また、恵まれた自然環境を活かしながら、つがの里の花まつり(花彩祭)や市民協働によるまるまるごとつがまつりなどの各種イベントが開催されるなど、地域コミュニティが息づく地域です。

主な文化資源

郷土芸能 (杖術・獅子舞・神楽)、つがの里 (華厳寺跡)、升塚、 市袋が岡城址、神楽岡城址、桑原用水、光明寺城址、龍興寺(しだれ桜)

ゆかりの人物

刑部人 (画家)、小平浪平 (実業家)、勝道上人 (僧侶)



華厳寺還元絵図

■現状と課題

① 市民アンケート調査から(都賀地域住民の方の回答)

「栃木市をアピールできる文化資源は何か」の質問に対しては、『神楽、獅子舞などの昔から伝わる伝統芸能や祭り等』との回答の割合が他の地域と比べると特に多く、また「文化芸術等の活動が盛んだと思う理由は何か」との質問に対しても『郷土芸能等が保存・継承されている』との回答が多いなど、郷土芸能に対する意識の高さが伺えます。

「文化芸術団体等の育成・支援のために、どのようなことが重要だと思うか」の質問に対しては、『芸術家や文化芸術団体等の活動支援』、『文化芸術団体等の交流の促進』との回答が多くなっています。

「文化財等の公開・活用のためにどのようなことが重要か」の質問に対しては、『文化財等に関する企画展などの充実』との回答が多くなっています。

② 地域関係者との懇談から

都賀地域は、お囃子や神楽などの民俗文化財が活発な地域であり、地元神社のお祭りと結び付き、育成会等とも連携して活発に活動している団体が数多くあります。

一方、現在の地域の文化協会は、文化祭のためだけの組織となっているきらいも あり、組織のさらなる強化が必要といえます。

文化財等については、地域の遺跡や史跡を知る機会としての「ウォーキングまつり」 を開催していますが、まだ未調査の神社仏閣などもあり、歴史民俗資料館の充実と ともに文化資源の掘り起こしが望まれています。

その他、文化芸術に親しむ機会に関しては、「郷土芸能等は区域ごとの特色をあらわして3つの小学校ごとに取り上げるものが違ってもよいが、華道や茶道などは、小学校によって体験が異なると、集まって一つの中学校に進学した時に差が出るので、できれば調整して同じ経験となるようにして欲しい」との声がありました。

■ 課題解決の方向性

- 子ども達の文化芸術に親しむ機会や郷土を学ぶ機会の充実を図ります。
- 文化協会内部の組織強化を図ります。
- 歴史民俗資料館の充実とともに文化資源の掘り起こしを推進します。
- 郷土芸能活動を支援するための体制づくりを進めます。

■ 課題解決に向けた役割分担

解決策	地域住民の担う部分	市の担う部分
子ども達の文化芸術	子ども達が文化芸術に親しみ、郷	講師の紹介や学校・地域との連
に親しむ機会や郷土	土を学ぶ機会づくりのためのボラ	絡調整をする
を学ぶ機会の充実	ンティア等の協力体制を整える	
地域文化協会内部の	加盟団体間の連携を図り、自主的	組織強化のための支援を行う
組織強化	な運営を行う	
歴史民俗資料館の充	資料などを説明するボランティア	企画展など地域の文化財等を紹
実	等として協力	介する展示を行うとともに、資
		料館の充実を図る
地元の神社仏閣など	地元の神社仏閣、伝統行事などの	住民と共に文化資源の調査を進
の文化資源の掘り起	文化資源について、自ら調査・整	め、保護や活用を検討する
こし	理し情報を発信する	
郷土芸能活動の支援	郷土芸能を身近なものにするた	育成会等への働きかけを行うと
体制づくり(子ども	め、子ども用のお囃子等の道具を	ともに、有効的な補助金制度の
達の体験機会の確	つくり継承につなげるとともに、	検討を含め支援体制を整備する
保)	幅広く自治会や育成会等で体験さ	
	せる	

5 西方地域における文化振興の施策・

■ 地域の概況

東部に広がる田園地帯と、西部の谷倉山、大倉山、城山に囲まれた中山間地域からなり、前日光を源とする清流の思川、金崎の桜、小倉堰、西方城址、八百比丘尼尊など、数多くの歴史・文化資源や自然環境に恵まれた地域です。

また、西方五千石と呼ばれる米どころであるとともに、いちごや四季折々の野菜が生産されているほか、産業振興と地域の活性化を図るために「道の駅にしかた」が整備されるなど、豊かな自然環境が産業や観光と密接に結びついている地域です。

主な文化資源

ゆかりの人物

たざまそううん
田崎草雲(画家)、平出雪耕(画家)



八百比丘尼堂



小倉堰

■ 現状と課題

① 市民アンケート調査から(西方地域住民の方の回答)

「文化芸術等の活動を盛んにするには何が必要だと思うか」の質問に対しては、『情報・発信を充実する』、『活動を行う施設を充実する』という回答が多く、文化会館等の文化活動の拠点となる施設の必要性が伺えます。

「栃木市をアピールできる文化資源は何か」との質問に対しては、『蔵の街並みや日光例幣使街道沿いなどの歴史的建造物』が多く、歴史・文化資源に対する意識の高さが伺えます。

② 地域関係者との懇談から

地域では、民話の活動が活発であり民俗文化財もある程度継承されていますが、 文化活動全般に対して、若い世代の人の参加が少ない状況にあり、子どもの時期に、 文化に親しむ機会をつくっていくことが望まれています。

また、「単独の文化会館もなく公民館の講堂が図書館分館となったことにより、文 化団体の活動拠点がなくなり、活動がしにくくなった」との声がありました。文化 財等では、「歴史的資料や民具を収集しても活用する場所がない」とのことで、資料 館等の整備が望まれています。

郷土芸能については、後継者及び指導者が不足しており、発表の場の確保や有効的な支援体制の整備が必要とされています。

■ 課題解決の方向性

- 文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。
- 文化団体等の活動拠点づくりを推進します。
- 歴史民俗資料館等の拡充を図ります。
- 郷土芸能活動を支援するための体制づくりを進めます。

■ 課題解決に向けた役割分担

解決策	地域住民の担う部分	市の担う部分
文化芸術に親しむ機	文化団体等が文化祭に積極的に参加	西方総合文化体育館を使用し
会の充実	するとともに、学校に出向き子ども	ての文化芸術を鑑賞する機会
	達にも文化芸術に親しむ機会を提供	を提供するとともに学校支援
	する	ボランティア等の充実を図る
文化団体等の活動拠	施設の統合等に伴う空き施設等を把	地域住民とともに活動拠点づ
点づくり(文化会館	握し、利用者の立場から活動拠点の	くりを推進する
のように大規模では	提案をする	
なく気軽に利用でき		
る規模の施設)		
歴史民俗資料館等の	展示するべき資料等を整理するとと	歴史民俗資料館等の拡充を検
拡充	もに、資料館等のあり方を検討する	討する
郷土芸能活動の支援	郷土芸能関係団体間の連携を強化し	学校や育成会への働きかけを
体制づくり(関係団	発表会等を開催することにより、地	行うとともに、有効的な補助
体の連携強化と活動	域内外の人に PR する	金制度の検討を含め支援体制
記録等の整理・保存)	学校や育成会等と一体となって活動	を整備する
	を行うとともに、郷土芸能の記録等	
	を整理するとともに保存し、今後の	
	継承に役立てる	

6 岩舟地域における文化振興の施策・

■ 地域の概況

北部は足尾山地に連なる丘陵部で三杉川沿いに平野部が開けており、中・南部は平坦地が広がり、関東平野の一角をなしています。地域南西部の万葉集東歌に詠まれた「三毳山」は、県営都市公園として整備され、ふもとには「とちぎ花センター」があり、また、中央には旧岩舟町の町名の由来ともなった「岩船山」がそびえる自然豊かな地域です。

さらに、ぶどうの栽培が盛んであり、また慈覚大師円仁が生誕したと言われる地でもあることから、産業と観光並びに歴史・自然資源を活用した調和のとれた地域となっています。

主な文化資源

ゆかりの人物

小野寺義寛(武将)、小野寺道綱(武将)、慈覚大師円仁(僧侶)



岩船山



高勝寺三重塔

■ 現状と課題

地域関係者との懇談から

地域の文化団体の連携組織としての文化協会は、文化祭や総会で顔を合わせる以外は交流がほとんどなく、他の団体がどのような活動をしているかを把握しておらず、あまり横のつながりがない状態です。

文化財等の面では、若い世代に知ってもらい継承することを目的として、自らの地域の歴史的なものを調査し地図にする「ふるさと検地」を実施したり、小野寺区域で遺跡・史跡を巡るウォークラリーを開催し、他区域でも計画されているなど、地域の文化財等に対する意識の高さが伺えます。また、遺跡や史跡だけでなく慈覚大師円仁にまつわるお囃子や民話の語り部などの活動も行われています。

郷土芸能については、若い世代の参加が少なく高齢化が進んでおり、子ども達の 発表の機会を設け親子で参加するなどの対策が望まれています。

その他、岩舟文化会館(コスモスホール)について、「会館はクラッシック音楽を 意識した造りになっており、今後は市全体を考えそれぞれの館の特徴を生かして運 営して行くと思うが、岩舟文化会館では、今までどおりクラッシック音楽を重視し た事業を行っていって欲しい」との意見もありました。

☆市民アンケート調査は平成 24 年度の実施のため、岩舟地域住民の方を対象として は行っていません。

■ 課題解決の方向性

- 文化団体間の交流を活発にし、文化協会内部の組織強化を図ります。
- 文化財等を活用し、地域内外への周知・啓発を図ります。
- 郷土芸能活動の充実と後継者の育成を目指します。
- 岩舟文化会館の特徴を生かした事業を実施していきます。

■課題解決に向けた役割分担

解決策	地域住民の担う部分	市の担う部分
地域文化協会内部の	各加盟団体が年間計画表等を	交流活動や組織強化のための支援を
組織強化	出し合い、団体間の情報交換・	行う
	調整等を行う	
文化財等を活用し、	地域内の様々な区域におい	「ふるさと検地」やウォークラリー
地域内外への周知・	て、「ふるさと検地」や遺跡・	等の事業に対して支援を行う
啓発	史跡を巡るウォークラリー等	
	を実施する	
郷土芸能等の後継者	学校や育成会、地元神社のお	学校や育成会への働きかけを行うと
の育成(発表の機会	祭りなどの連携により、子ど	ともに、有効的な補助金制度の検討
等の確保・若者が参	も達の発表の機会をつくり、	を含め支援体制を整備する
加するための環境づ	親と子の郷土芸能に対する意	地域での郷土芸能活動をボランティ
 ()	識の高揚を図る	ア活動等と同様に、特色ある活動と
	小学生までの活動を中学生以	して評価してもらえるように中学校
	降も続けられるよう、小中学	に働きかける
	校の連携を図る	
岩舟文化会館の特徴	文化会館の事業が、これまで	利用者懇談会等を通して、地域住民
を生かした事業の実	の実績を踏まえて発展するよ	の意見を反映した事業を実施する
施	うに協力する	

地域全体を通じて -- 7

全体を通じてみると、市内各地にある多彩な文化資源が確認できましたが、一方、地域間 で共通した課題に対しては、第4章 第1・2節の施策との整合性を図り、市民・市全体と して取り組む必要があります。

施策の方向性 1 文化芸術に親しみ、活かす機会の充実

本計画の「文化の意義」の中で、「次世代を担う子ど もたちにとって、優れた文化芸術に触れた感動は、その 後の人間形成に大きく影響を及ぼす」と謳っています。

各地域での懇談会の中でも、子どもたちに「本物の 芸術を見せる機会が必要」、「文化芸術に親しむ機会を 提供することが大切」などの声が多く聞かれました。

これらの課題解決に向けては、「文化会館等での自主 事業の充実」、「文化祭への若者の参加」、「親子で体験・ 鑑賞できる事業の実施」、「学校等への出前講座」など の施策を掲げました。

推進にあたっては、文化会館等での自主事業に地域 の方の意向を反映していくとともに、地域で文化活動 をしている方々が、「子どもたちに文化芸術に親しむ機 会を提供する」といった意識をもって、施策に取り組 んでいくことが重要です。



■文化芸術に親しむ機会



■地区文化祭への中学生の参加

施策の方向性 2 文化団体等の育成と組織化の支援

各地域の文化団体の組織の現状と課題としては、「文 化祭以外はあまり交流がなく、もっと連携を強化して いく必要がある」との声が関係者から挙がっています。

問題解決に向けては、「加盟団体間の情報交換を行う 機会等を設ける」などの施策を掲げました。文化祭以 外での交流等による連携と組織強化とともに、今後は、 市全体の各文化分野での交流等も必要です。



■文化祭の様子



■栃木市文化活動協議会活動交流会の様子

第4節 各地域における文化振興の施策

これら共通の課題については、施策の方向性である「文化芸術に親しみ、活かす機会の充実」、「文化団体等の育成と組織化の支援」、「文化財等の保存と活用」、「郷土芸能等の継承」の4つの観点で整理し、市全体の施策との調整を図りながら推進していきます。

施策の方向性3 文化財等の保存と活用

各地域での懇談会の中では、「地域の文化財等を含む 文化資源が十分に活用されていない」との意見が多く 出されました。

問題解決に向けては、「文化資源の掘り起こし」、「資料館等の充実・活用」、「観光・産業と連携しての文化財等の活用を図る」などの施策を掲げました。資料館等の整備計画とともに、各地域での文化資源の掘り起こし、文化財を活かしたイベントや学ぶ機会を含めた遺跡・史跡等を紹介する事業等を実施していくことが重要です。



■岩舟石の資料館



■遺跡・史跡を学ぶ機会

施策の方向性 4 郷土芸能等の継承

本計画の「文化の意義」の中で、「子どもたちにとって、 地域の文化を継承することは、『地域の誇り』として郷 土を愛する心も育む」と謳っています。

しかしながら、各地域での懇談会の中では、多くの 地域で「郷土芸能等の後継者がいない」ことが、課題 として挙げられていました。

問題解決に向けては、「学校や育成会、地元神社のお祭りなどと連携を図る」、「発表の機会を確保する」、「指導者を確保する」などの施策を掲げており、市としても学校や育成会等への働きかけや発表の機会の支援を行うとともに、補助金制度の検討を含め支援体制を整備することが必要です。

また、各郷土芸能関係団体においては、地域内外の 団体間で連携を図り発表会等を開催することにより、活動を PR するとともに会員の励みとなる機会を確保する ことが重要です。



■郷土芸能の継承



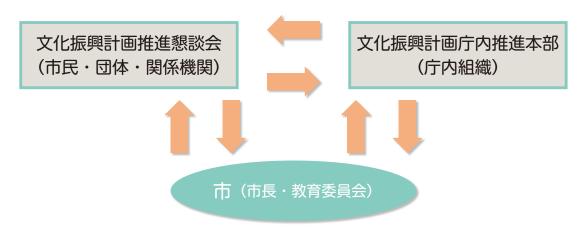
■郷土芸能の発表の場

第5章 計画推進体制の整備

■ 第1節 計画推進の基本的な考え方

本計画を着実に推進し文化の振興を図るため、市は関係機関をはじめ市民・団体と連携・協力し合いながら、下図のような文化振興計画推進懇談会(以下「推進懇談会」という)、文化振興計画庁内推進本部(以下「推進本部」という)の体制を整備して計画を進めていきます。

特に推進懇談会においては、市民協働により施策の達成度評価及び改善策の検討を行うとともに、長期的計画を要する重点継続課題についても検討を行っていきます。



☆推進懇談会・推進本部は、施策の各主体の役割を踏まえ、継続的な計画の推進・評価を行います。

■ 2 施策の評価と進行管理 …………

① 施策の評価の考え方

各施策の達成の程度を把握するために「施策の方向性」ごとに評価の指標を設定し、 現状値・目標値を示します。

指標は、計画に定める市民・団体と市(関係機関)の取り組みの活発化により達成をめざします。

② 施策の進行管理

指標の達成状況の管理は文化課が行い、毎年指標に対する実績値を把握し、目標値の達成への取り組み状況等について、推進懇談会、推進本部に報告します。

また、推進懇談会は数値だけでなく「主な施策」ごとに取り組み状況について評価 して、未達成の恐れがある場合はその要因を明確にし、市民・市の分担による効果的 な改善策を講じ、提言等を行うことにより改善を図ります。

また、庁内の関係課に関わる内容については、文化課が推進本部にその要因と改善策について報告し改善を図ります。

長期的取り組みを要する重点継続課題については、市民の意見を反映し、市民協働により検討していくことが重要であることから、長期的展望に立って検討すべき以下の方策については、推進懇談会等で検討していきます。

① 文化振興条例の制定について

心豊かな地域社会の実現に向けて、文化の振興に関する施策を総合的に推進し、普遍性を持たせるため、文化振興条例の制定に向けて検討していきます。

② 市民(民間)と市(行政)の間に立つ団体等の設立について

市民と市が連携することにより、一層効果的な広報活動や活動機会の増加などにつながります。市民と市がそれぞれの良さを発揮し合えるよう、間に立って調整の役割を担う団体等の設立が重要です。

③ 市全体の文化施設の整備について

合併により市域が拡大したことで、市内には同じ目的の文化施設が複数存在しています。

それらの文化施設を、市の文化振興を推進していく中で、地域の個性やニーズを尊重しつつどのように再編・整備していくかの検討をしていきます。

④ 地域文化を活かしたまちづくりについて

文化には、地域社会全体を活性化させ魅力ある社会づくりを推進する力があり、各地域に残る優れた文化遺産若しくは文化財又は郷土芸能等を活かしながらまちづくりを進めていくことが必要です。

■ 第2節 市民・市それぞれの計画推進の進め方

この計画では、市民、市それぞれが担う取り組みが示され、市民、市それぞれの立場で取り組みの状況を把握・評価し、互いに連携を取り合いながら発展を図ることが求められています。

市民は、自らの活動や団体・サークル等の充実を図るとともに、市民協働の立場に立って、市と連携、協力し合いながら、各施策の『市民が担う部分』に取り組み、計画の進み具合の把握や改善策の検討を行っていきます。

市は、市民の活動を支援し、市民協働により計画の取り組みを発展させながら目標を 達成できるように、毎年、計画の年次報告書の中で把握・検討を行い、常に継続的な改 善を図っていきます。

また、庁内においては、『文化を活かしたまちづくり』の視点により、全庁的な推進本部の充実を図り、市の取り組みをより一層発展させ推進していきます。

■ 第3節 文化振興施策の評価

「基本目標」・「施策の方向性」の成果や達成状況を客観的に測るために、施策分野ごとに 成果指標や目標値を整理します。

① 文化・芸術活動の推進

② 歴史文化の保護と活用

指標名	単位	現状値	目標値
文化芸術活動参加等の市民満足度	%	70.4	80.0
資料館等の利用者満足度	%	65.0	70.0

- ※文化芸術活動参加等の市民とは、各文化会館自主事業参加者、とちぎ蔵の街美術館の 企画展等への参加者をいう。
- ※資料館等の利用者とは、下野国庁跡資料館、栃木市郷土参考館、おおひら歴史民俗資料館・郷土資料館(戸長屋敷)、藤岡歴史民俗資料館の利用者をいう。

① 文化芸術に親しみ、活かす機会の充実

- 文化芸術の学習機会の充実
- 文化施設の整備・活用
- 個性豊かな文化芸術の次世代への継承

指標名	単位	現状値	目標値
文化に関する講座等への年間参加者数	人	5,332	6,000
文化会館年間入場者数	人	351,512	360,000
美術館等入場者数	人	7,365	30,000

- ※文化に関する講座等への年間参加者数とは、文化芸術に関する啓発・学習の講座や講演会及び文化検定等への参加者数をいう。(講座や講演会については、市主催事業だけでなく市・教育委員会が後援した市民団体主催事業も含む)
- ※美術館等入場者数とは、とちぎ蔵の街美術館、(仮称) 栃木市文化芸術館及び(仮称) 栃木市文学館の観覧者数をいう。

② 文化団体等の育成と組織化の支援

- 文化団体の活動・組織化の充実
- 文化芸術の担い手等の育成
- 文化交流の促進

指標名	単位	現状値	目標値
文化活動協議会加盟団体数	団体	352	355
学校教育への出前授業の回数	0	1,016	1,200
文化祭参加者数	人	24,100	24,300

※学校教育での出前授業の回数とは、文化芸術関係(学校支援ボランティアの活動内容の文学・文芸・朗読、書道・書写、伝統工芸・美術、音楽)の出前事業回数(実施回数)をいう。

③ 文化財等の保存と活用

- 文化財保存に関する基盤整備
- 文化財の活用

指標名	単位	現状値	目標値
文化財等件数	件	301	306
文化財施設入館者数	人	18,999	20,000

- ※文化財等件数とは、国・県・市の指定文化財数及び国登録文化財数の合計数をいう。
- ※文化財施設入館者数とは、下野国庁跡資料館、栃木市郷土参考館、おおひら歴史民俗 資料館・郷土資料館(戸長屋敷)、藤岡歴史民俗資料館の入館者の合計数をいう。

④ 郷土芸能等の継承

- 郷土芸能等への支援・活用
- 「ふるさと学習」の充実

指標名	単位	現状値	目標値
学校教育でのふるさと学習の回数	0	140	150

- ※学校教育でのふるさと学習の回数とは、学校支援ボランティアの活動内容の伝統芸能・ 舞踊の実施回数をいう。
- ◎成果指標として評価(数値化)しにくい施策等についても、推進懇談会において「主な施策」ごとに取り組み状況を評価する中で、評価の視点を設定していくこととします。

資 料 編

1	計画策定の経過等81
2	栃木市文化振興計画検討委員会設置要綱83
3	栃木市文化振興計画検討委員会委員名簿84
4	栃木市文化振興計画策定ワーキンググループ委員名簿85
5	策定ワーキンググループ会議の記録(抜粋)······86
6	統計データ(栃木市文化芸術等に関する市民アンケート調査抜粋)89
7	栃木市内の主な文化施設116
8	文化財保護法抜粋(第二条:文化財の定義)

1 計画策定の経過等

実施年月日	会議名等	内容
平成24年 6月25日	定例教育委員会議	・文化振興計画策定方針について
7月12日	庁議	・文化振興計画策定方針について
8月20日	庁議	・文化振興計画策定方針(再)について
8月22日	定例教育委員会議	・文化振興計画策定方針(再)について
9月 4日	正副議長説明	・文化振興計画策定方針について
9月21日		
9月27日	各地域協議会での説明	・文化振興計画策定方針について
11月19日	第1回策定部会	・文化振興計画策定の進め方について 市民アンケート調査について
11月27日	第2回策定部会	・市民アンケート調査項目の検討
12月10日	第1回検討委員会	・文化振興計画策定検討委員委嘱 ・文化振興計画策定の進め方について ・市民アンケート調査について
平成25年 1月22日		 ・市内在住の満 18 歳以上の方、3,000 人
2月12日	市民アンケート調査の実施	を対象 (回収率 45.7%)
3月 6日	第3回策定部会	・市民アンケート調査の結果について ・文化振興計画の内容検討
3月15日	第2回検討委員会	・研修「文化振興計画の基本構造」 ・市民アンケート調査の結果について ・文化振興計画の内容検討
3月28日	検討委員会正·副委員長会議	・文化振興計画策定方針の再検討
4月22日	第4回策定部会	・計画策定方針の変更について
5月21日	第3回検討委員会	・計画策定方針の変更について
5月31日	庁議	· 文化振興計画策定方針変更審議
8月26日	第1回ワーキンググループ会議	・オリエンテーション(文化振興計画策 定の概要) ・座学「文化の概念について」、「ワーキ ンググループの意義」
9月 9日	第2回ワーキンググループ会議	・栃木市の文化振興の理想像について
9月26日	第3回ワーキンググループ会議	・栃木市の文化芸術振興に関する現状(良いところと悪いところ)について
10月10日	第4回ワーキンググループ会議	・栃木市の文化芸術振興の課題解決に必要な施策(取り組み)について
10月21日	第5回ワーキンググループ会議	・私たちの出来ることを考えよう
11月 7日	第6回ワーキンググループ会議	・栃木市にとっての「文化」とは
11月25日	第7回ワーキンググループ会議	・栃木市の文化芸術の未来について
12月16日	第8回ワーキンググループ会議	・栃木市の文化振興に必要な取り組みについての整理

平成 26 年 1月 20 日	第9回ワーキンググループ会議	・話し合った解決策について整理と分類 を行い、具体的な施策を考える
1月28日	第5回策定部会	・栃木市文化振興計画ワーキンググループの経過報告について ・計画素案の検討(第1章〜第3章)
2月 5日	第4回検討委員会	・栃木市文化振興計画ワーキンググループの経過報告について ・計画素案の検討(第1章〜第3章)
2月10日	第 10 回ワーキンググループ会議	・話し合った解決策について整理と分類 を行い、具体的な施策を考える
2月24日	第 11 回ワーキンググループ会議	・施策体系図の整理
3月11日	第6回策定部会	・計画素案の検討(第4章〜第5章) ・今後のスケジュールについて
3月25日	第5回検討委員会	・計画素案の検討(第4章〜第5章) ・今後のスケジュールについて
4月30日	岩舟地域施策検討懇談会	・岩舟地域の文化振興施策について
5月 7日	都賀地域施策検討懇談会	・都賀地域の文化振興施策について
5月 8日	大平地域施策検討懇談会	・大平地域の文化振興施策について
5月12日	西方地域施策検討懇談会	・西方地域の文化振興施策について
5月14日	栃木地域施策検討懇談会	・栃木地域の文化振興施策について
5月15日	藤岡地域施策検討懇談会	・藤岡地域の文化振興施策について
6月24日	第7回策定部会	・計画素案の検討(地域の文化振興施策について)
7月 8日	第6回検討委員会	・計画素案の検討(地域の文化振興施策について)
7月25日	定例教育委員会議	・文化振興計画(素案)について
8月 7日	庁議	・文化振興計画(素案)について審議
8月 8日	正副議長説明	・文化振興計画(素案)について
8月20日	市議会議員研究会	・文化振興計画(素案)について
8月22日		
8月27日	各地域協議会での説明	・文化振興計画(素案)について
9月1日~30日	 パブリックコメントの実施	
		・パブリックコメントの結果及び計画(素
10月14日	第8回策定部会	案)の修正検討
10月20日	第7回検討委員会	・パブリックコメントの結果及び計画(素 案)の修正検討
11月21日	定例教育委員会議	· パブリックコメントの結果及び計画(案) の検討
12月 9日	第8回検討委員会	・文化振興計画概要版(案)の検討
12月12日	庁議	・文化振興計画(案)について審議

2 栃木市文化振興計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の文化芸術振興に係る基本的な方針等を示す文化振興計画を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、栃木市文化振興計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 検討委員会は、25人以内の委員をもって組織する。
- 2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから栃木市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化協会等を代表する者
- (3) 文化・芸術関係団体を代表する者
- (4) 文化財保護関係団体を代表する者
- (5) 社会教育関係団体を代表する者
- (6) 観光関係団体を代表する者
- (7) 学校職員を代表する者
- (8) 公募による者
- (9) その他教育委員会が必要と認める者 (仟期)
- 第3条 検討委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。 (補則)
- 第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

3 栃木市文化振興計画策定検討委員会委員名簿

番	選出区分	所 属	氏	名
号	医山区刀	T/I IA	平成 25 年度	平成 26 年度
1		國學院大學栃木短期大学	鍛代	敏 雄
2	学識経験を有する	白鷗大学	結城	史 隆
3	者	宇都宮大学	陣内	雄次
4		小山工業高等専門学校	苅 谷	勇 雅
5		栃木文化団体連絡協議会	丸山 暁鶴	小林 正男
6		大平文化協会	小山	幸一
7) 文化協会等を代表	藤岡文化団体連絡協議会	阿部 あけみ	小森谷 美 代
8	する者	都賀文化協会	早 川	庄 次
9		西方文化協会	中村	良一
10		岩舟文化協会		中田 堅一
11	文化・芸術関係団	文化会館運営委員会	大 島	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
12	体を代表する者	美術館運営協議会	大木 洋三	田中暁亭
13	文化財保護関係団 体を代表する者	文化財保護審議会	小林	吉一
14		とちぎ街並み協議会	阿部	佳 司
15	社会教育問度同估	とちぎ山車まつり伝承会	善善野	佐次平
16	社会教育関係団体 を代表する者	栃木市社会教育委員	佐 山	正樹
17		とちぎ未来アシストネット推進 委員	熊 倉	哲夫
18	観光関係団体を代	栃木市観光協会	塚田	幸市
19	表する者	栃木市観光ボランティア協会	入 膳	妙子
20		栃木市校長会 (小学校部会)	青木 正徳	斎藤 章
21	学校職員を代表す る者	栃木市校長会(中学校部会)	青木	千津子
22	9	栃木県立栃木女子高校	青木 世一	森戸重臣
23	公募による者	公募委員	青木	浩一郎
24		公募委員	根津	初子
25	その他教育委員会 が必要と認める者	栃木市文化のまちづくり協議会	若林	章 倫

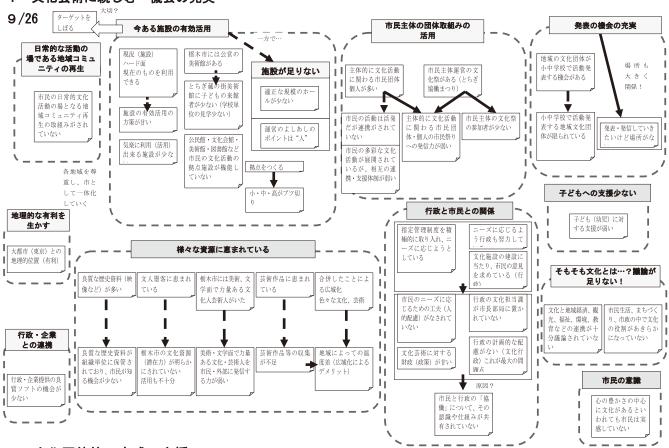
4 栃木市文化振興計画策定ワーキンググループ委員名簿

番号	所 属	氏 名
1	栃木市文化振興計画検討委員会委員	小 山 幸 一
2	//	早 川 庄 次
3	//	中村良一
4	//	大 島 馨
5	//	大 木 洋 三
6	//	小林吉一
7	//	阿部佳司
8	//	善野佐次平
9	//	佐 山 正 樹
10	//	熊 倉 哲 夫
11	//	塚田幸市
12	//	入 膳 妙 子
13	//	青木正徳
14	//	青木千津子
15	//	青木世一
16	//	青木浩一郎
17	11	根津初子
18	//	若林章倫
19	公募委員	阿 部 道 夫
20	11	小 林 正 男
21	//	埋 橋 洋 子
22	//	小森谷 美 代
23	//	鈴 木 信 雄
24	//	荒 川 里 子
25	オブザーバー(検討委員会委員長)	鍛代敏雄
26	オブザーバー(検討委員会副委員長)	陣 内 雄 次

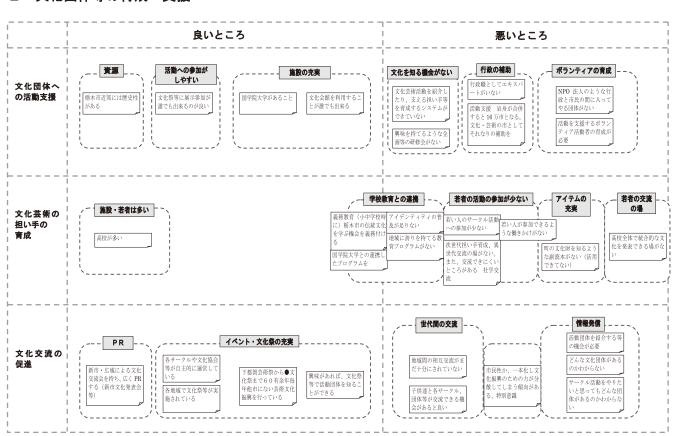
5 策定ワーキンググループの記録

第3回会議記録

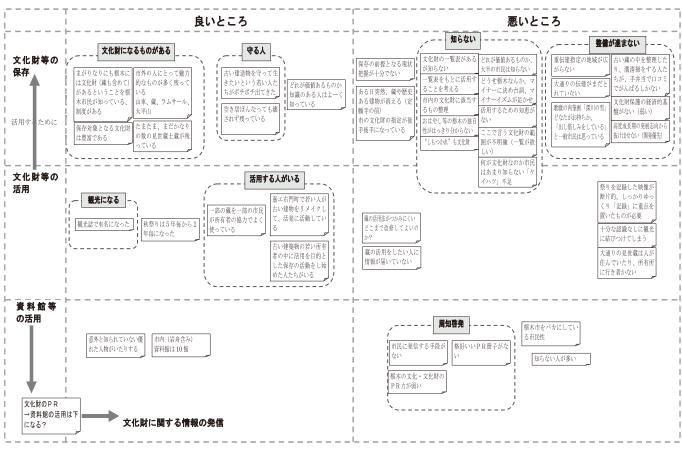
1 文化芸術に親しむ 機会の充実

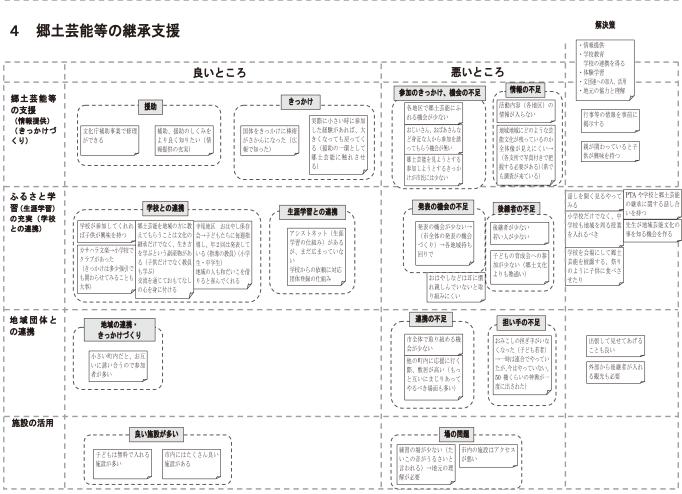


2 文化団体等の育成・支援

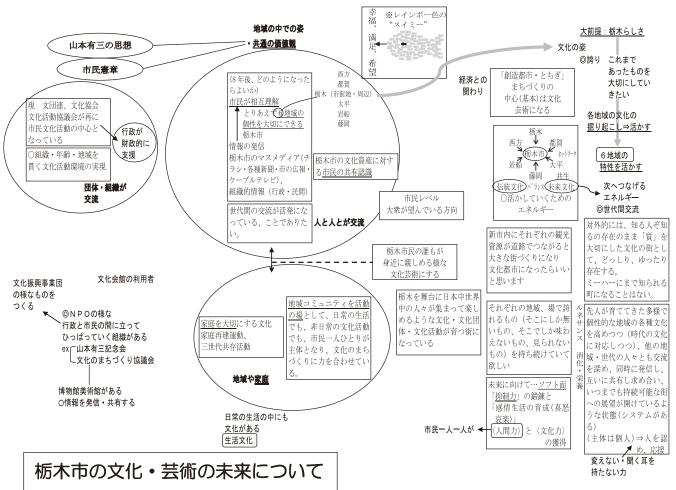


3 文化財等の保存と活用

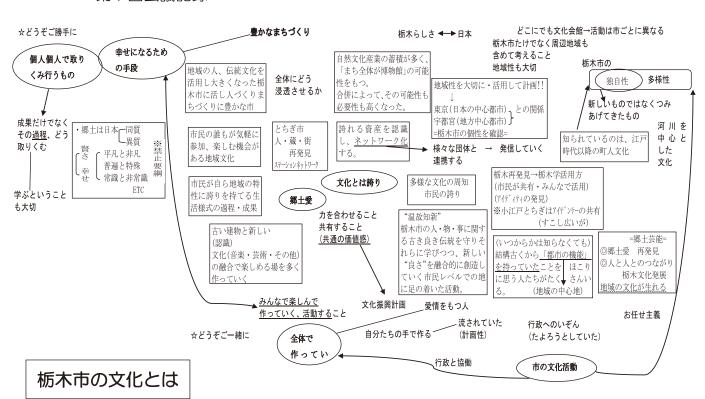




第6回会議記録



第7回会議記録



6 統計データ(栃木市文化芸術等に関する市民アンケート調査から抜粋)

1. 調査の目的

栃木市が目指すべき文化芸術等の方向性を明らかにし、豊かな心を育む文化の継承・発展を図るため、「栃木市文化振興計画」を策定するに当たり、市民の文化芸術等に対する意識や考え方などを把握し、今後の計画づくりの参考とするために実施した。

2. 調査の対象

市内に住所を有する満 18 歳以上の方 3,000 人 (平成 24 年 11 月 1 日現在)

3. 調査の方法

郵送による配布・回収 (ハガキ催促を1回実施)

4. 調査の期間

平成25年1月25日(金)~平成25年2月12日(火)

5. 回収結果

有効回収数 1,371 件 (回収率 45.7%)

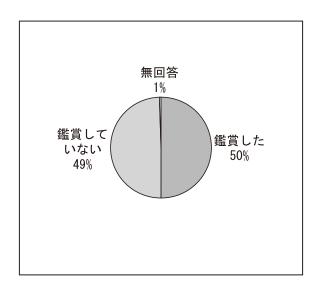
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	合計
地域別人口	(人)	80,422	29,661	16,993	13,471	6,591	147,138
調査対象者数	(人)	1,380	602	410	356	252	3,000
回収数	(枚)	641	279	179	158	108	1,371
回収率	(%)	46.4	46.3	43.7	44.4	42.9	45.7

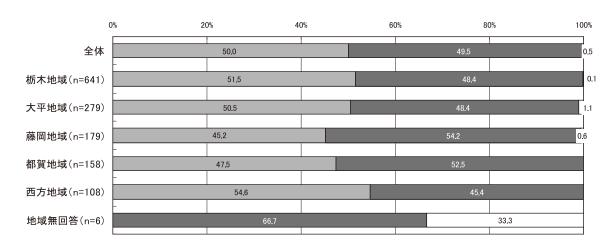
☆回収合計数には地域無回答6票を含む

分析結果

問4 あなたは、この1年間に文化芸術等の催しを鑑賞しましたか。

この1年間の文化芸術等の催しの鑑賞については、「鑑賞した」と「鑑賞していない」の 回答が半数ずつとなっています。

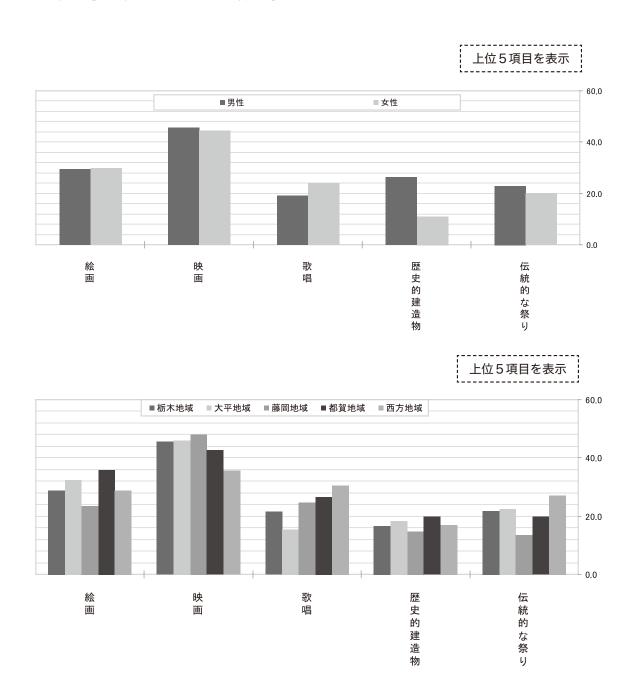






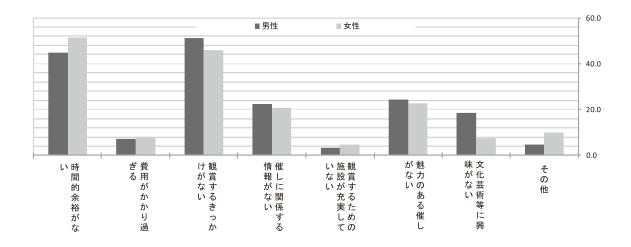
問4-1 問4で「1. 鑑賞した」と回答した方にお尋ねします。主にどのような分野を鑑賞しましたか。(4つまで選択可)

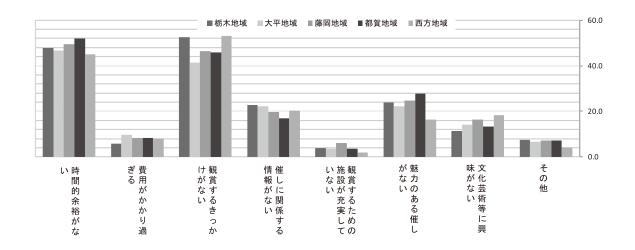
この 1 年間に文化芸術等の催しを「鑑賞した」と回答した方が主に鑑賞した分野は、全体で「映画」が最も多く、次いで「絵画」が多くなっています。



問4-2 問4で「2.鑑賞していない」と回答した方にお尋ねします。文化芸術等を鑑賞しない理由は何ですか。(2つまで選択可)

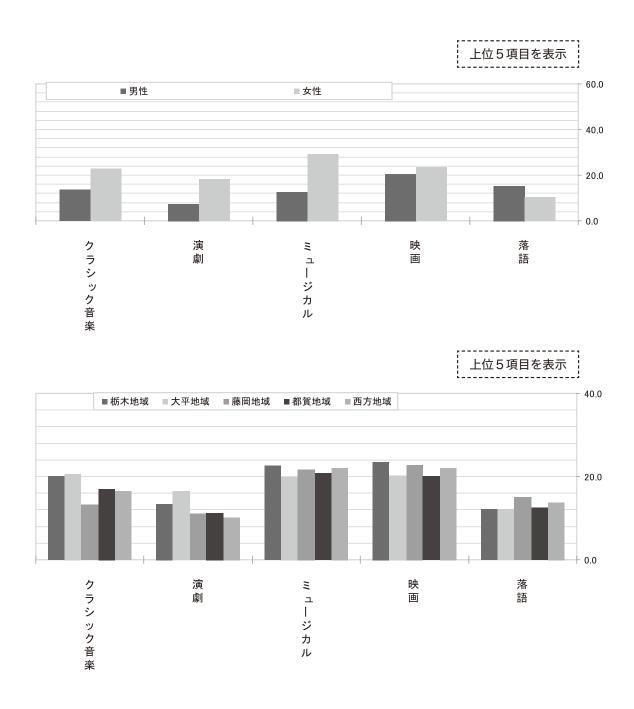
この1年間に文化芸術等の催しを「鑑賞していない」と回答した方の理由は、全体で「鑑賞するきっかけがない」が最も多く、次いで「時間的余裕がない」の回答が多くなっています。





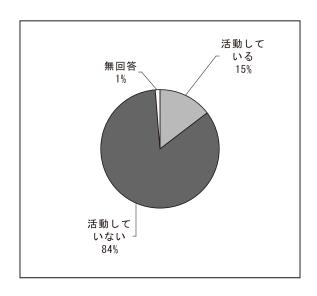
問5 あなたは、今後どんな文化芸術等の催しを鑑賞したいですか。(4つまで選択可)

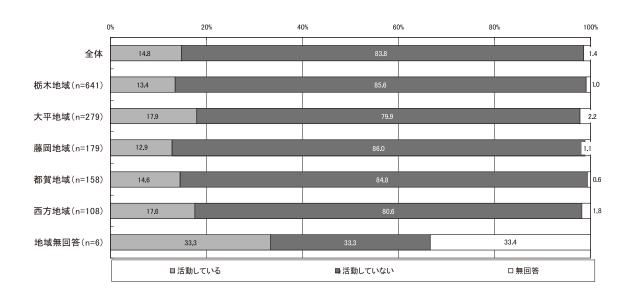
今後の文化芸術等の催しの開催については、「ミュージカル」や「映画」の回答が多くなっています。また「大平地域」では「クラシック音楽」の回答が多くなっています。



問6 あなたは、現在ご自分で演じたり、作ったり等の文化芸術等に関する活動をしていますか。

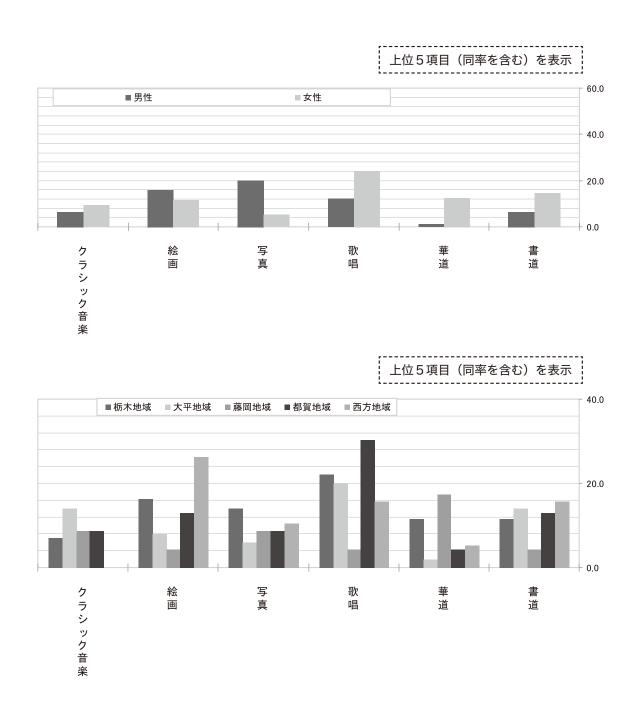
ご自分で演じたり、作ったり等の文化芸術等に関する活動について、「活動している」と回答した方は、全体で14.8%と低い割合となっています。





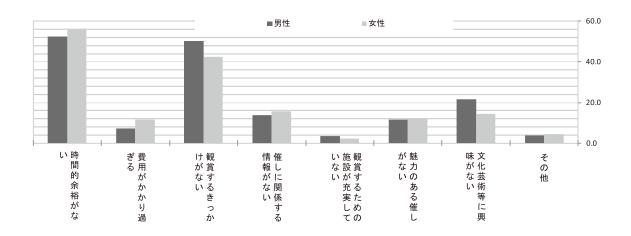
問6-1 問6で「1.活動している」と回答した方にお尋ねします。主に活動している 文化芸術等の分野は何ですか。(4つまで選択可)

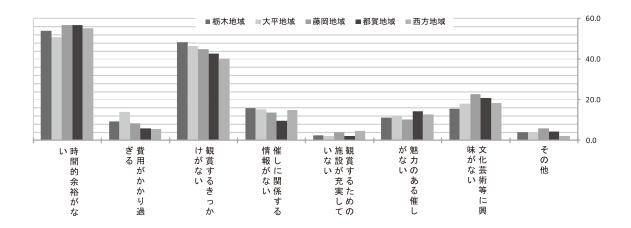
ご自分で演じたり、作ったり等の文化芸術等に関する活動について、「活動している」と 回答した方が主に活動している分野は、全体で「歌唱」が最も多く、特に女性の割合が多く なっています。また、地域別で比較すると「栃木・大平・都賀地域」では「歌唱」、「藤岡地 域」では「華道」、「西方地域」では「絵画」の回答が最も多くなっています。



問6-2 問6で「2.活動していない」と回答した方にお尋ねします。文化芸術等の活動をしていない理由は何ですか。(2つまで選択可)

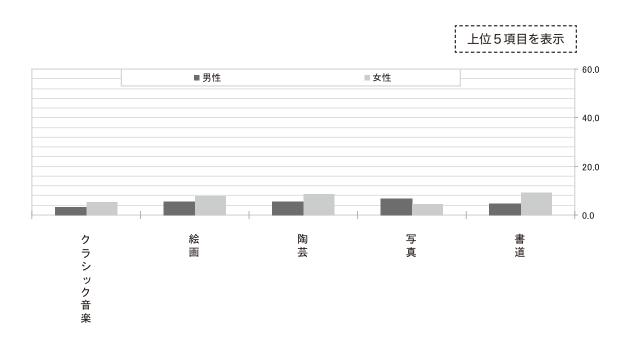
ご自分で演じたり、作ったり等の文化芸術等に関する活動について、「活動していない」 と回答した方の理由は、全体で「時間的余裕がない」が最も多く、次いで「鑑賞するきっか けがない」の回答が多くなっています。

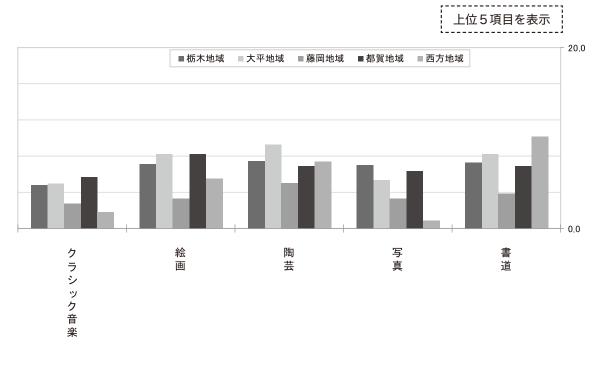




問7 あなたは、今後どんな文化芸術等の活動を行いたいですか。(4つまで選択可)

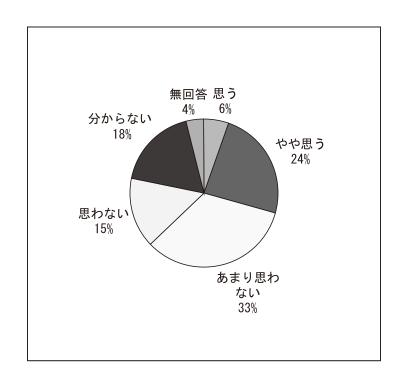
今後、行いたい文化芸術等の活動では「陶芸」や「書道」の回答が多くなっています。地域別で比較すると「栃木・大平・藤岡地域」では「陶芸」、「都賀地域」では「絵画」、「西方地域」では「書道」の回答が最も多くなっています。

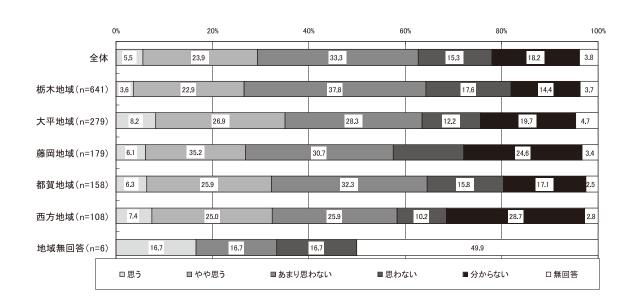




問8 あなたは、栃木市を「文化芸術等の活動が盛んなまち」だと思いますか。

栃木市を「文化芸術等の活動が盛んなまち」だと思うかどうかについて、「思う」又は「やや思う」と回答した方は全体で30%程度となっています。

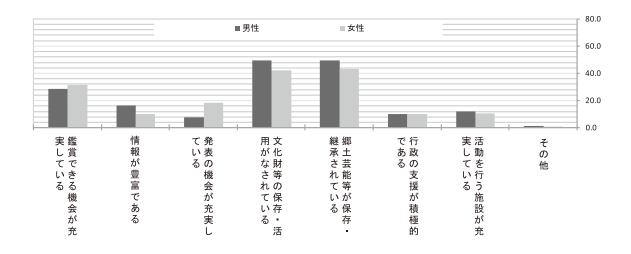


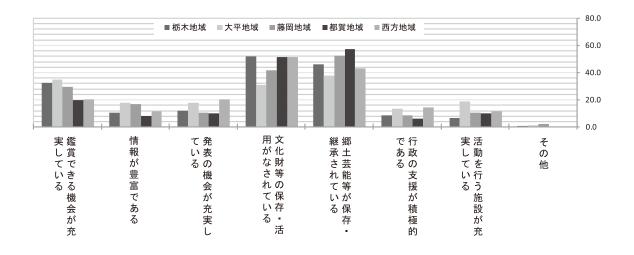


問8-1 問8で「1. 思う」又は「2. やや思う」と回答した方にお尋ねします。文化芸術等の活動が盛んだと思う理由は何ですか。(2つまで選択可)

栃木市を「文化芸術等の活動が盛んなまち」だと「思う」又は「やや思う」と回答した方が、文化芸術等の活動が盛んだと思う理由は、「文化財等の保存・活用がなされている」、「郷土芸能等が保存・継承されている」との回答が多くなっています。

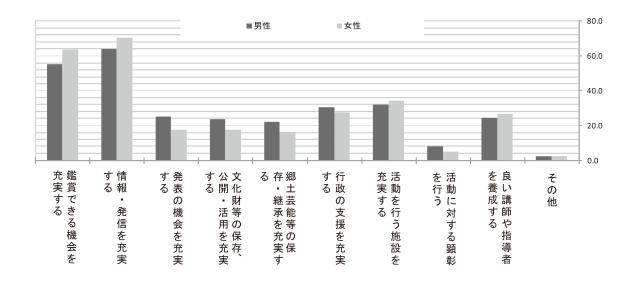
地域別で比較すると「栃木・西方地域」では「文化財等の保存・活用がなされている」、「大平・藤岡・都賀地域」では「郷土芸能等が保存・継承されている」の回答が最も多くなっています。

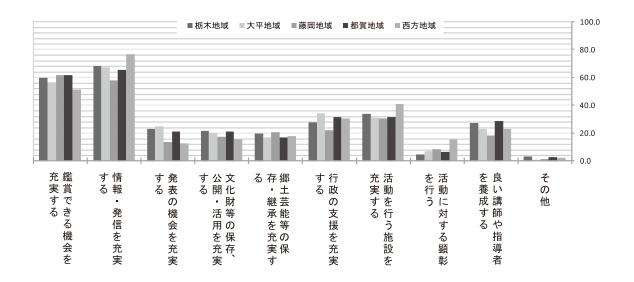




問8-2 問8で「3. あまり思わない」又は「4. 思わない」と回答した方にお尋ねします。 栃木市の文化芸術等の活動を盛んにするには何が必要だと思いますか。(4つまで選択可)

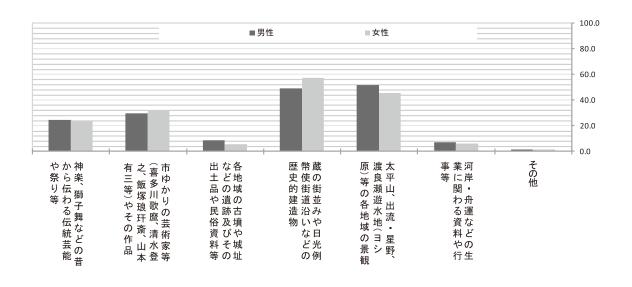
栃木市を「文化芸術等の活動が盛んなまち」だと「あまり思わない」又は「思わない」と 回答した方が、文化芸術等の活動を盛んにするためには、「情報・発信を充実する」ことが 必要だと回答しています。「藤岡地域」では「鑑賞できる機会を充実する」ことが必要とい う回答が多くなっています。

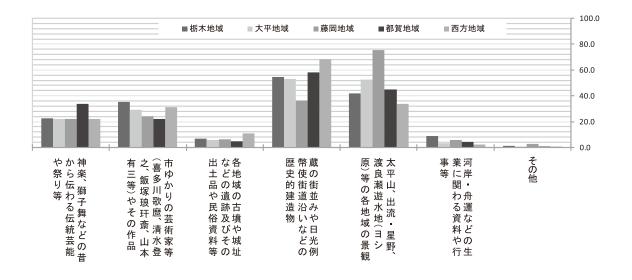




問9 栃木市をアピールできる文化的資源は何だと思いますか。(2つまで選択可)

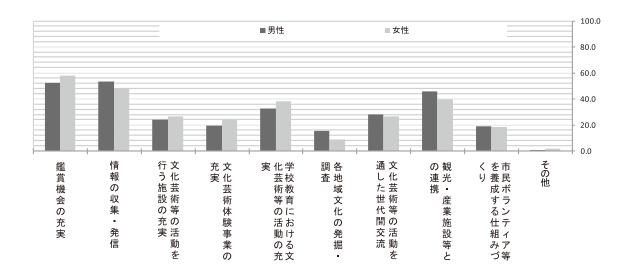
栃木市をアピールできる文化的資源については、「蔵の街並みや日光例幣使街道沿いなどの歴史的建造物」が最も多くなっています。「藤岡地域」では「太平山、出流・星野、渡良瀬遊水地(ヨシ原)等の各地域の景観」の回答が多くなっています。

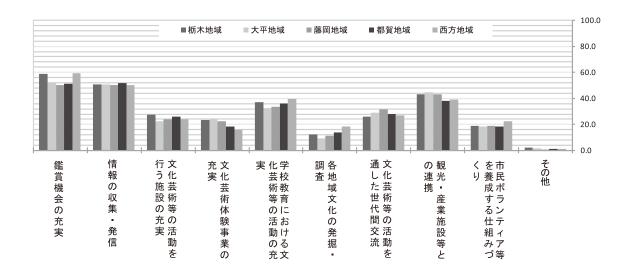




問 10 市民が文化芸術等に親しむ機会を充実するために、どのようなことが重要だと思いますか。(4つまで選択可)

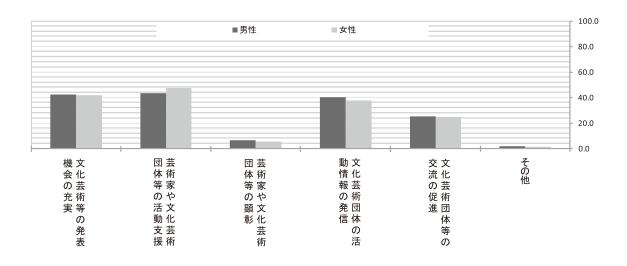
市民が文化芸術等に親しむ機会を充実するために重要なことは、「鑑賞機会の充実」の回答が最も多く、次いで「情報の収集・発信」となっています。特に、「栃木・西方地域」では「鑑賞機会の充実」の割合が多くなっています。

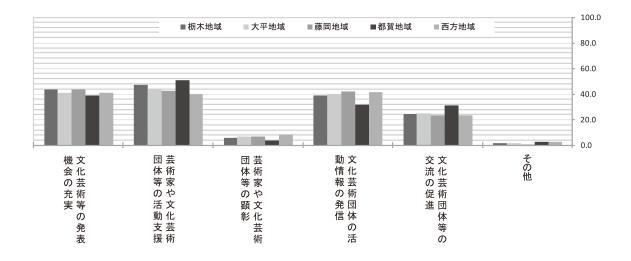




問 11 市の文化芸術団体等の育成・支援のために、どのようなことが重要だと思いますか。 (2つまで選択可)

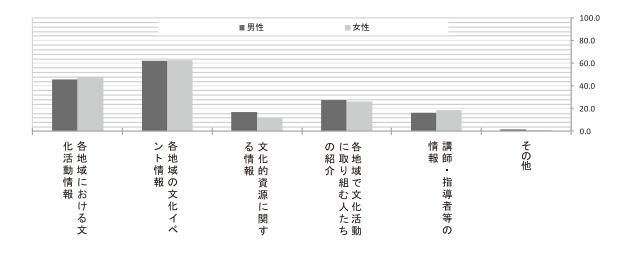
市の文化芸術団体等の育成・支援のために重要なことは、「芸術家や文化芸術団体等の活動支援」が最も多く、次いで「文化芸術等の発表機会の充実」となっています。特に「都賀地域」では「芸術家や文化芸術団体等の活動支援」の回答が多くなっています。

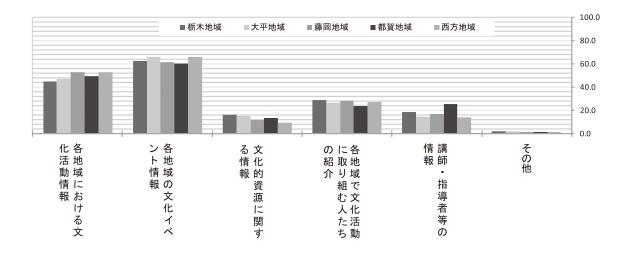




問 12 市民が文化芸術等の活動をより活発に行い、また、楽しめるようにするにはどのような情報が必要だと思いますか。(2つまで選択可)

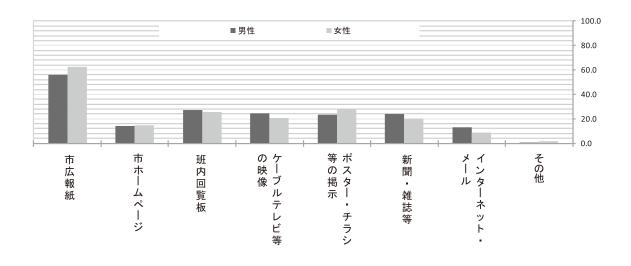
市民が文化芸術等の活動をより活発に行い、また、楽しめるようにするために必要な情報は「各地域の文化イベント情報」との回答が最も多くなっています。

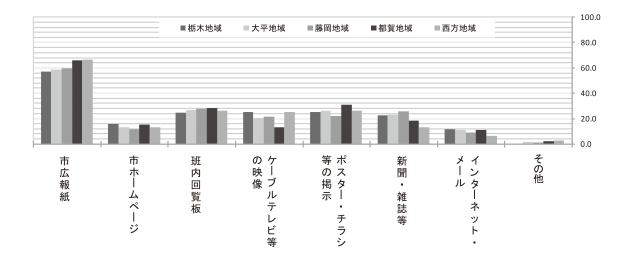




問 12-1 また、その情報は、どのような手段で入手したいと思いますか。(2つまで選択可)

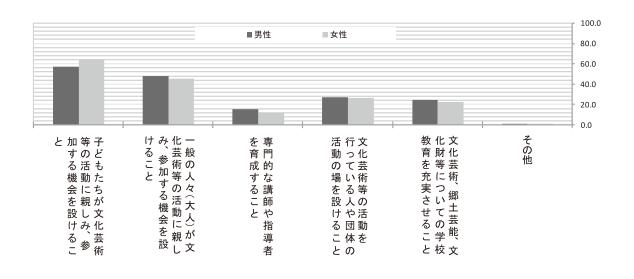
市民が文化芸術等の活動をより活発に行い、また、楽しめるようにするために必要な情報の入手方法は、全体で「市広報紙」が最も多く、次いで「班内回覧板」、「ケーブルテレビ等の映像」、「ポスター・チラシ等の掲示」、「新聞・雑誌等」の割合があまり変わらないことから様々な情報発信の方法を検討していく事が必要といえます。

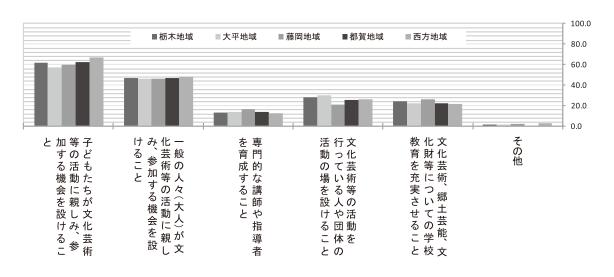




問 13 文化芸術等の活動を行う人材育成のために重要なことは何だと思いますか。(2つまで選択可)

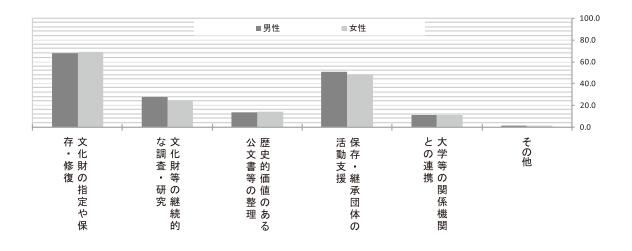
文化芸術等の活動を行う人材育成のために重要なことは、「子どもたちが文化芸術等の活動に親しみ、参加する機会を設けること」の回答が最も多く、次いで「一般の人々(大人)が文化芸術等の活動に親しみ、参加する機会を設けること」となっています。

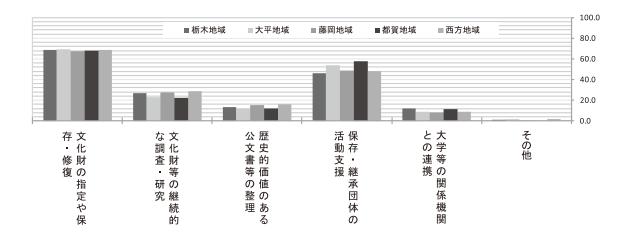




問14 文化財等の保存のために、どのようなことが重要だと思いますか。(2つまで選択可)

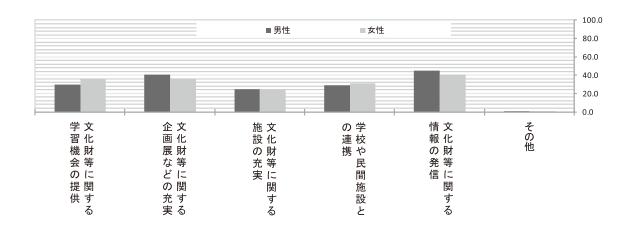
文化財等の保存のために重要なことについて、「文化財の指定や保存・修復」との回答が最も多く、次いで「保存・継承団体の活動支援」となっており、守り、伝えることが重要であるという意識が強いことが分ります。

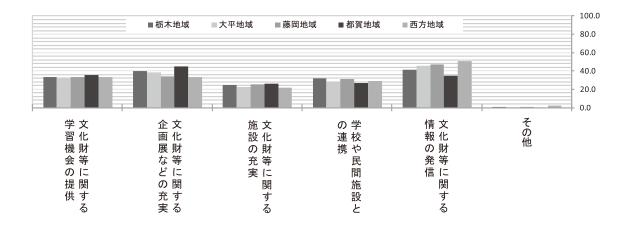




問 15 文化財等の公開・活用のために、どのようなことが重要だと思いますか。(2つまで選択可)

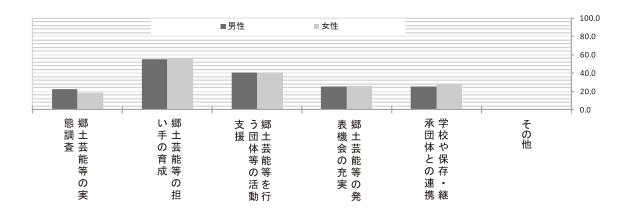
文化財等の公開・活用のために重要なことについて、全体としては「文化財等に関する情報の発信」との回答が最も多くなっています。「都賀地域」では「文化財等に関する企画展などの充実」の回答が最も多くなっています。

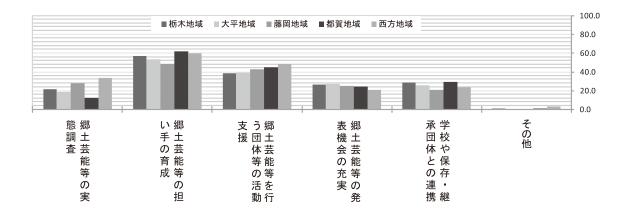




問 16 郷土芸能等を継承・支援するために、どのようなことが重要だと思いますか。(2つまで選択可)

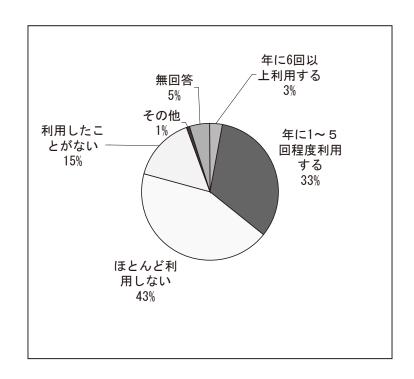
郷土芸能等を継承・支援するために重要なことについては、「郷土芸能等の担い手の育成」との回答が最も多くなっています。

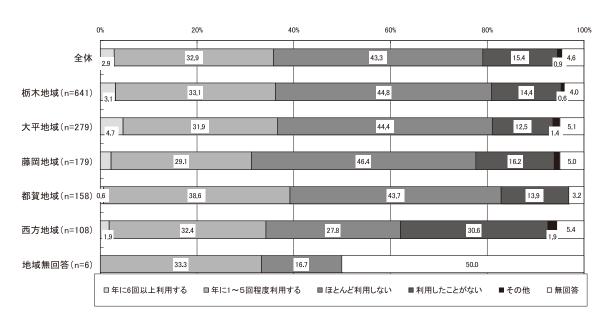




問 17 あなたは、市内の各地域(栃木・大平・藤岡・都賀)の「文化会館」をどの程度 利用していますか。

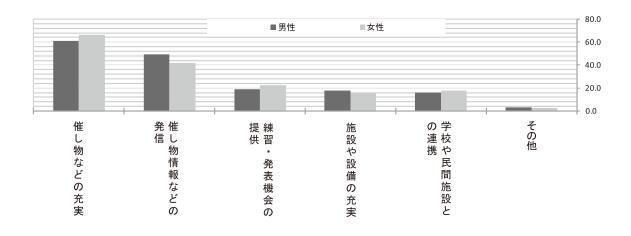
市内の各地域(栃木・大平・藤岡・都賀)の「文化会館」の利用頻度は、「ほとんど利用しない」が最も多く、次いで「年に1~5回程度利用する」となっています。また、「西方地域」では、「年に1~5回程度利用する」の回答が最も多い反面、「利用したことがない」の回答率も高くなっています。

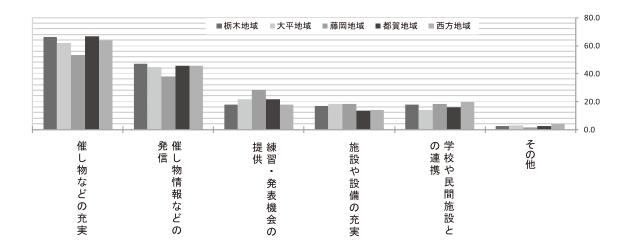




問17-3 今後、「文化会館」にどのようなことを期待しますか。(2つまで選択可)

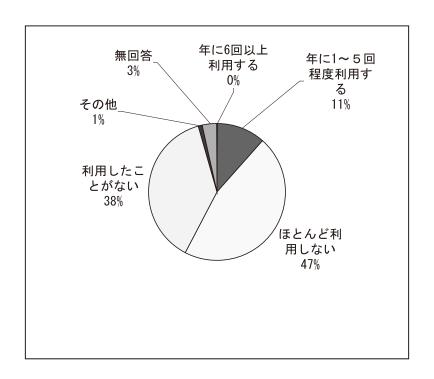
今後、「文化会館」に期待することは、「催し物などの充実」の回答が最も多く、次いで「催し物情報などの発信」となっています。また、「藤岡地域」では「練習・発表機会の提供」との回答が他地域と比べて多くなっています。

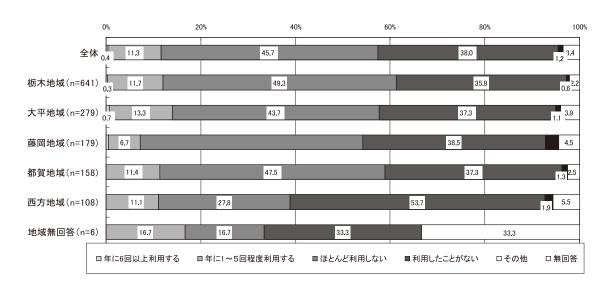




問 18 あなたは、市内の各地域(栃木・大平・藤岡・都賀)の「歴史民俗資料館」(下野国庁跡資料館、郷土参考館、星野遺跡地層たんけん館を含む)をどの程度利用していますか。

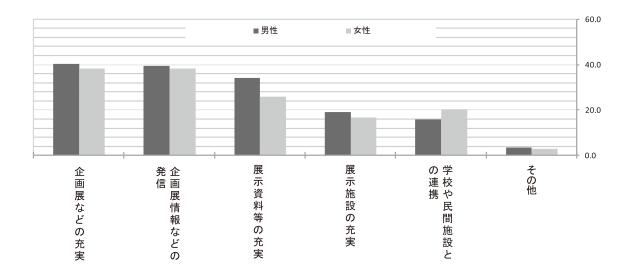
市内の各地域(栃木・大平・藤岡・都賀)の「歴史民俗資料館」の利用頻度は、「ほとんど利用しない」の回答が最も多くなっています。「西方地域」で「利用したことがない」の回答が高くなっています。

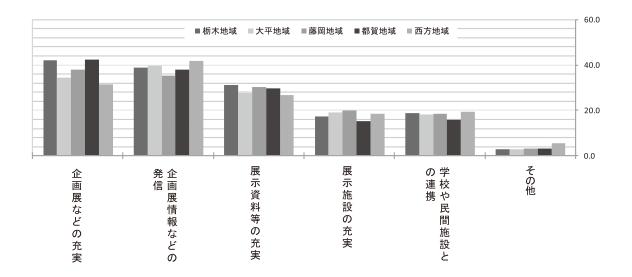




問 18 - 3 今後、「歴史民俗資料館」にどのようなことを期待しますか。(2つまで選択可)

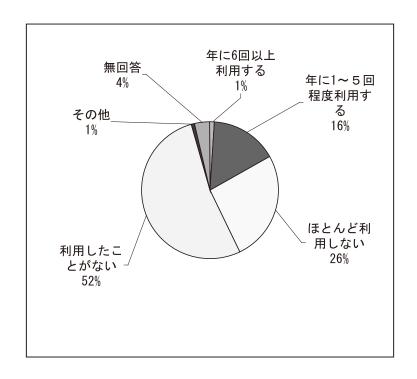
今後、「歴史民俗資料館」に期待することは、「企画展などの充実」の回答が最も多く、次いで「企画展情報などの発信」となっています。

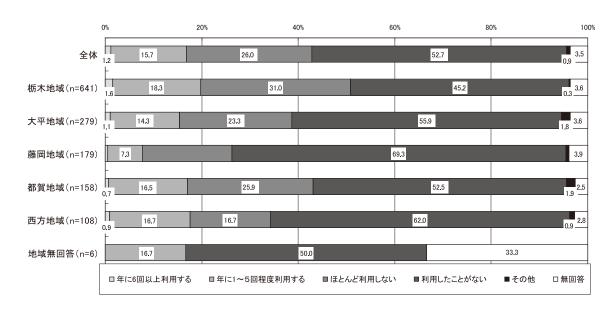




問 19 あなたは、「とちぎ蔵の街美術館」をどの程度利用していますか。

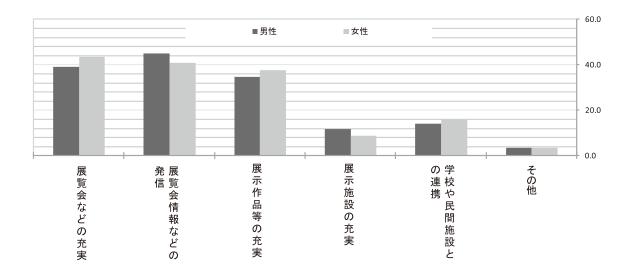
「とちぎ蔵の街美術館」の利用頻度は、「利用したことがない」が最も多くなっています。

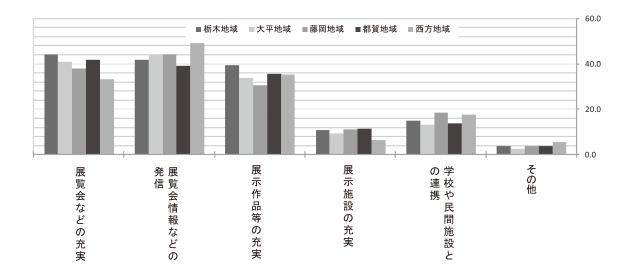




問 19 - 1 今後、「とちぎ蔵の街美術館」にどのようなことを期待しますか。(2つまで 選択可)

今後、「とちぎ蔵の街美術館」に期待することは、「展覧会情報などの発信」の回答が最も 多く、次いで「展覧会などの充実」、「展示作品等の充実」の順で回答が多くなっています。





7 栃木市内の主な文化施設

(1) 文化会館

名 称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問合せ
栃木文化会館	大ホール(1,204 席) 小ホール(401 席) 練習室、展示室、会議室 応接室、和室	開館:午前9時~午後9時30分 休館:水曜日(祝日の場合はその翌日) 12月28日~1月4日	旭町 12-16
大平文化会館	ホール(801 席) リハーサル室 展示室	開館:午前9時~午後9時30分 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 12月28日~1月4日	大平町蔵井 2001-3 ☎43-5232
藤岡文化会館	ホール(1,004 席、 半開 404 席) 多目的ホール リハーサル室	開館:午前9時~午後9時30分 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 12月28日~1月4日	藤岡町藤岡 810 ☎ 62-4351
都賀文化会館	ホール(810 席、 半開 349 席) リハーサル室、会議室、 展示室	開館:午前9時~午後9時30分 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 12月28日~1月4日	都賀町原宿573 27-8855
岩舟文化会館	ホール(704 席) 多目的ホール(220 席)	開館:午前9時〜午後9時30分 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 12月28日〜1月4日	岩舟町静 2303 ☎ 55-7055

(2) 美術館

名 称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問合せ
とちぎ蔵の街 美術館	展覧会の開催	開館:午前9時~午後5時 (入館午後4時30分まで) 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 祝日の翌日(土日祝日の場合は開館) 年末年始 館内整理、展示替えの期間	万町 3-23 ☎ 20-8228

(3) 資料館等

名 称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問合せ
下野国庁跡 資 料 館	出土品の展示 国庁跡の模型展示	開館:午前9時30分 〜午後4時30分 休館:月・火曜日(祝日の場合は開館 し翌日休館) 12月25日~1月7日	田村町 300 ☎ 27-8900
郷土参考館	遺跡出土品の展示 栃木町関連資料の展示 地場産業資料の展示	開館:午前9時~午後5時 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 祝日の翌日(土日祝日の場合は開館) 年末年始 館内整理、展示替えの期間	倭町 4-18 ☎ 24-2145
星野遺跡地層たんけん館	地層断面の展示	開館:午前9時30分 ~午後4時30分 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 12月25日~1月7日	星野町 504 21-2497
おおひら歴史 民俗資料館 おおひら歴史 郷土資料館 「白石家戸長 屋敷」	文化財等の保存展示 白石家建造物の公開	開館:3月1日~9月30日 午前9時~午後5時 10月1日~翌年2月末日 午前9時~午後4時30分 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 祝日の翌日(土日祝日の場合は開館) 年末年始 館内整理、展示替えの期間	大平町西山田 898-1 ☎ 43-8686
藤岡歴史民俗資料館	藤岡地域の歴史資料の 展示 遺跡出土品の展示	開館:午前9時~午後4時30分 休館:月・火曜日(祝日の場合はその翌日) 祝日の翌日(土日祝日の場合は開館) 年末年始 館内整理、展示替えの期間	藤岡町藤岡 812 ☎62-4569
都賀歴史民俗 資 料 館	郷土資料の展示	開館:午前9時~午後5時 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 祝日、第3日曜日、年末年始 館内整理日(毎月月末) 展示替えの期間	都賀町原宿 535 ☎21-2497
岩舟石の資料館		開館:午前9時~午後5時 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 祝日の翌日(土日祝日の場合は開館) 12月28日~1月4日	岩舟町鷲巣 500-15 ☎ 55-5877
蔵の資料館 「古久磯提灯店見世蔵」 (とちぎ歌麿館)	見世蔵を活かして、歌 麿とその時代の関連資 料を展示	開館:午前9時〜午後5時 休館:月曜日(祝日の場合はその翌日) 祝日の翌日(土日祝日の場合は開館) 年末年始 館内整理、展示替えの期間	万町 7-1 ☎ 25-3003

☆年末年始:12月29日~1月3日

8 文化財保護法抜粋 (第二条:文化財の定義)

(文化財の定義)

- 第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに 用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くこと のできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国 民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)
- 2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定(第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一 項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規 定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

栃木市文化振興計画(改訂版)

平成30年3月 栃木市教育委員会

文化課

住所:〒328-8686 栃木市万町 9-25 TEL 0 2 8 2 - 2 1 - 2 4 9 5 FAX 0 2 8 2 - 2 1 - 2 6 9 0 メールアドレス: bunka@city.tochigi.lg.jp

~栃木市の木花鳥~



トチノキ



アジサイ



カモ



栃木市文化振興計画(改訂版)

平成30年3月 栃木市教育委員会

文化課

住所:〒328-8686 栃木市万町9-25 TEL 0282-21-2495

FAX 0282-21-2690

メールアドレス:bunka@city.tochigi.lg.jp